

コンパクトシティ関連の令和3年度予算概算要求拡充事項等(参考資料)

内閣府	… 1頁～
文部科学省	… 6頁～
経済産業省	… 8頁～
環境省	…14頁～
国土交通省	…18頁～

内閣府

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和3年度予算概算要求額 1,000億円

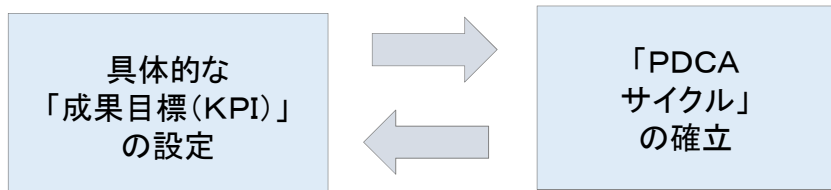
（令和2年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

⇒地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

対象事業等

【対象事業】

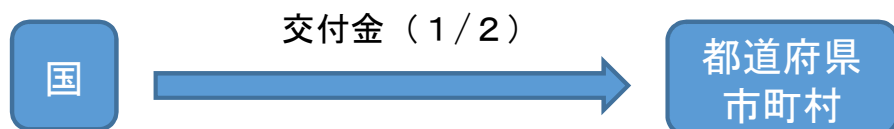
- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成
 - 例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
 - ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外

- ③わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
- ④複数年度にわたる施設整備事業（地方創生拠点整備交付金）

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

期待される効果

○地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の推進に寄与することを通じて、東京一極集中の是正、地方の担い手不足への対処等に向け、地方創生を大胆に実行します。

地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設

平成30年地域再生法改正関係
平成30年6月1日公布・施行

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆他方、エリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要。
(民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難)
- ◆このため、海外におけるB I Dの取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図る。

※ B I D・・・Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用

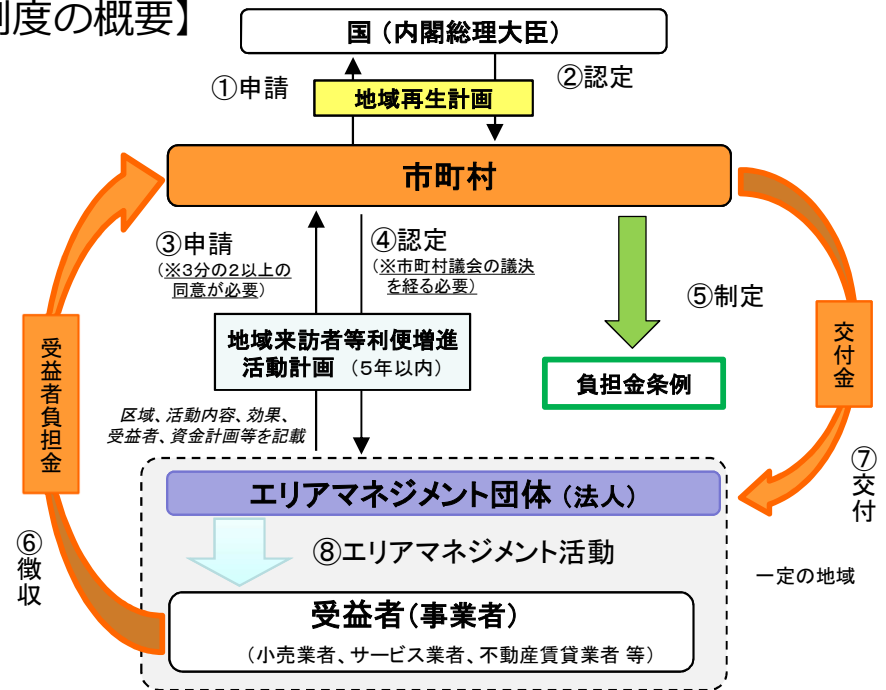


自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

【制度の概要】



※ 3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中の計画の取消等についても、併せて規定

来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現

商店街活性化促進事業の概要

《法律の基本スキーム》

1. 地域再生計画の作成

– 市町村が地域再生計画に「商店街活性化事業」を記載・作成し、総理大臣が認定。



2. 商店街活性化促進事業計画の作成

– 市町村が、関係事業者への意見聴取、住民公聴会等を経て、商店街活性化に向けた具体的なプランを作成。

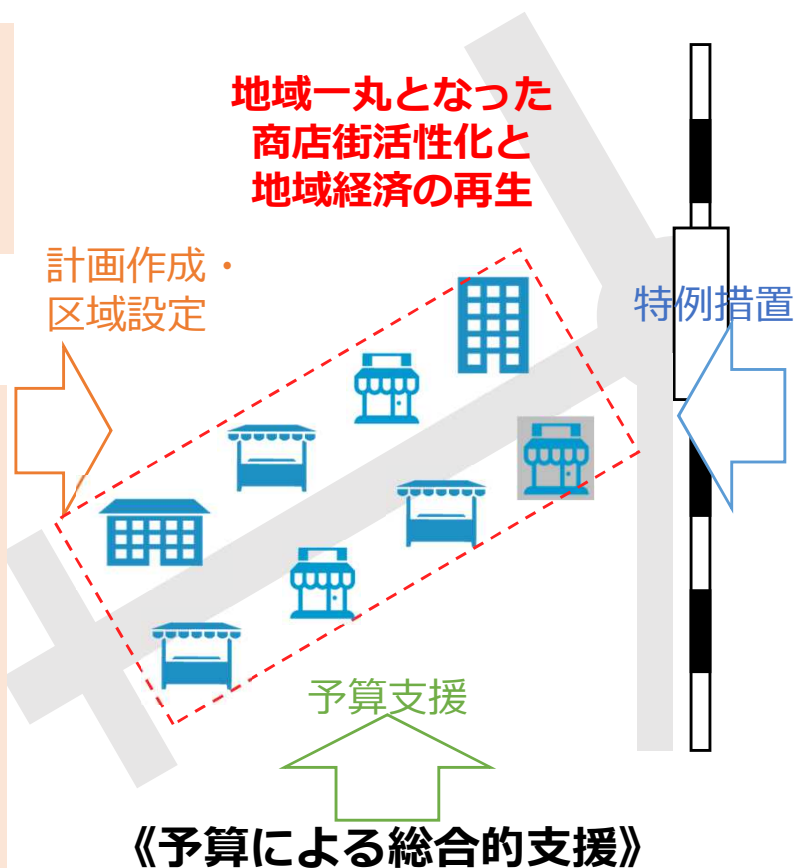
(計画記載事項)

- ① 活性化する商店街区域
- ② 基本的な方針
- ③ 市町村が実施する施策等



3. 事業者への支援

– 商店街活性化促進事業計画に適合する事業者の取組を支援。



《予算による総合的支援》

関係省庁による重点支援【令和2年度例】

- ① 内閣府
– 地方創生推進交付金(1,000億の内数)
- ② 経済産業省
– 商店街活性化補助金(30億の内数)
- ③ 国土交通省
– 社会資本整備総合交付金(7,627億の内数)
- ④ 内閣府、厚生労働省
– 子ども・子育て支援交付金(1,453億の内数)

《法律に基づく支援措置等》

商店街振興組合の設立要件の緩和

– 商店街振興組合設立のために必要な事業者数を「30人」から「20人」に緩和。

信用保険の特例（資金調達支援）

– 計画に適合する事業を行う中小企業者の資金調達を支援。

- ① 保険限度額の別枠化
- ② 填補率の引き上げ
- ③ 保険料率上限の引き下げ

空き店舗等の利活用促進

– いかなる用途にも活用していない建築物の所有者等に対し、利活用を働きかける手続きを整備。

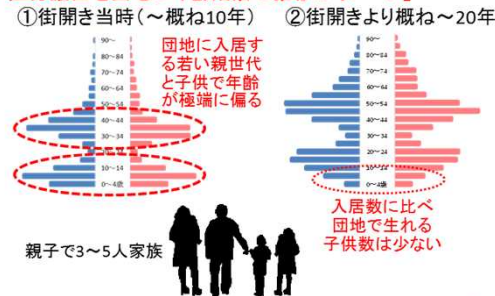
- ① 要請：相当の期間を定め、利活用を要請
↓
- ② 勧告：正当な事由が無い場合には勧告

※ 居住実態が無いことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外

地域住宅団地再生事業の概要

※データ出典：H30国土交通省調査（5ha以上の住宅団地を対象）

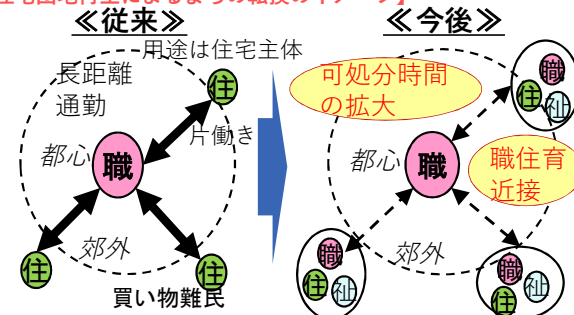
【戸建分譲住宅団地の年齢階層の推移のイメージ】



【住宅団地をめぐる状況、課題】

- 住宅団地は全都道府県に約3,000団地(5ha以上)。高度成長期を中心に大量に供給。
- 多くの団地で、住民の高齢化が進行。空き家等の発生懸念。また、住居専用地域が指定され、多様な用途の立地が困難。

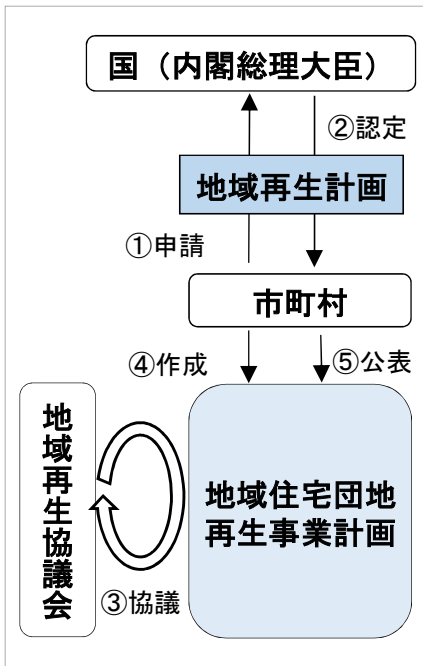
【住宅団地再生によるまちの転換のイメージ】



【高度成長期型のまちから、多世代・多機能のまちへの転換】

市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的な事業計画を作成

【手続イメージ】



【計画の効果】

- (1)住宅団地に限定した区域の設定が可能
- (2)関係者全員が一堂に会することで総合的・一体的な施策の合意形成をスピーディに
- (3)事業実施に当たって
 - ・必要な個別の手續(同意、指定、届出等)が不要に(ワンストップ化)
 - ・許可が必要な場合、予見可能性が向上

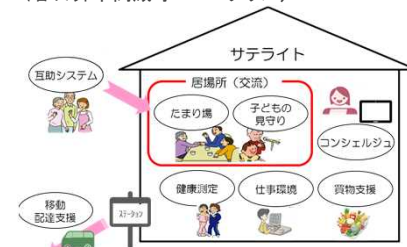
【具体の措置】

- 建築物の整備方針に適合すれば用途地域で規制された建築物の用途の特例許可が可能
- 団地再生に必要な用途地域の変更等の都市計画の決定・変更等を本計画で実施
- コミュニティバスの導入や物流共同化等の事業計画の国交大臣認定を得ることで個別の許認可・届出が不要
- 有料老人ホームの知事への事前届出が不要
- 介護事業者の指定みなしで事業者の申請が不要
- OUR(都市再生機構)による市町村へのノウハウ提供

【生活利便施設や就業の場、福祉施設等の多様な用途・機能の導入例】



小学校跡にオフィス等を含む多世代交流拠点施設を整備した事例(春日井市高蔵寺ニュータウン)



住宅団地に介護、移動・配達支援、コワーキング等のサテライト拠点の整備事例(三木市緑が丘地区)

文部科学省

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金)

(前年度予算額：4,451,746千円)

令和3年度概算要求額：4,451,746千円

「感染症関連・国土強靱化経費」については、予算編成過程で検討



事業概要

子供のスポーツ機会の場や地域住民がライフステージに応じたスポーツに親しむ場（スポーツ文化拠点）として地域経済にも貢献し、さらに、災害時には避難所として活用される、スポーツ施設の環境整備（耐震化及び空調設備の整備等含む）の促進を図る。

交付対象事業

実施主体：地方公共団体

地域スポーツ施設

- ・スイミングセンター新改築事業
 - ・スポーツセンター新改築・改築事業
 - ・武道センター新改築事業
 - ・屋外スポーツセンター新改築事業
 - ・社会体育施設耐震化事業
- 【耐震化率】構造体：83.1% 非構造部材：13.3% (H31.3)
- ・ラグビー競技が実施できるスポーツ施設の整備
- ※ラグビーワールドカップに伴う特例事業

学校体育諸施設

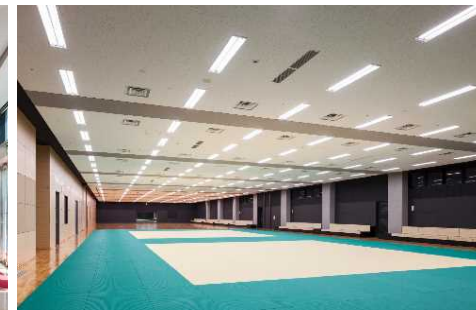
- ・水泳プール新改築事業
- ・水泳プール上屋新改築事業
- ・水泳プール耐震補強事業
- ・中学校武道場新改築事業

算定割合

1/3補助 ※災害対応の浄水型プール等は1/2

期待される効果

- 子供のスポーツ機会の充実を通じた運動習慣の確立と体力の向上
- ライフステージに応じてスポーツに身近に親しむことができる交流の場（スポーツ文化拠点）を創出し、地域経済に貢献
- 健常者と障害者がともに気軽にスポーツに親しめるよう配慮された施設整備の促進
- 施設の耐震化による安全・安心なスポーツ環境整備の推進
- 緊急災害時には、被災者の避難場所や、防災拠点施設として活用



◆整備イメージ図：地域スポーツセンター・武道センター新改築事業、社会体育施設耐震化事業

經濟產業省

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の概要

経済産業大臣が認定する商業施設整備事業の認定スキーム

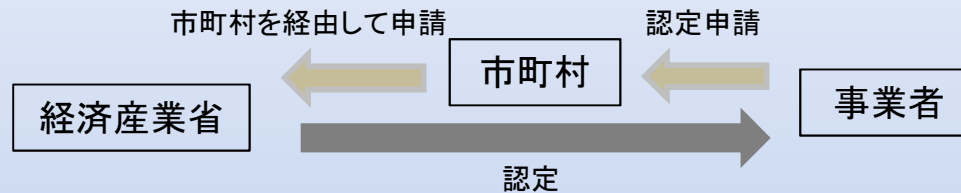
※中活計画に基づく事業であって特に経産大臣の認定を得たもの

● 中心市街地活性化基本計画に基づき、

認定実績：17件

- ① 意欲的な目標を掲げ(年間来訪者数が、中心市街地の居住人口の4倍以上等)
- ② 中心市街地の経済活力を向上させる波及効果があり
- ③ 地元からの強いコミットメントがある

民間商業施設整備プロジェクトに対して、経済産業大臣が認定し、**税制優遇・低利融資**等の支援を実施。



特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定要件

① 意欲的な数値指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること（以下のいずれか）。

- 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
- 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
- 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

② 中心市街地及び周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があること。

- 来訪者、就業者又は売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか説明されていること。

③ 地元住民等の強いコミットメントがあること（以下のいずれか）。

- 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について負担が行われていること。
- 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
- 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代での土地の貸付けが行われていること。
- 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄附を受けていること。

④ 当該市町村に都市再生特別措置法に係る立地適正化計画（※）がある場合は、これに適合していること。

(※) 立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導により、コンパクトシティ化を推進する計画。

特定民間中心市街地経済活力向上(S特)事業の認定一覧 (参考)

認定：17件



【雲南市】雲南都市開発(株)
『SAKURAMARUシエ(仮称)整備事業』[コトリエト]
認定：H30.4.16



【姫路市】エミス(株)
『姫路キャスティ21]アバンB]プロック商業施設整備事業』[テラッソ姫路]
認定：H27.6.12



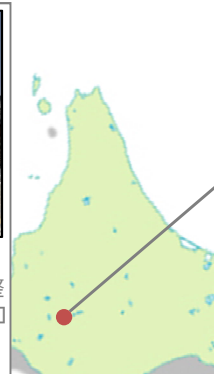
【高槻市】(株)アベストコーポレーション
『ホテルアベストグランド高槻』
認定：H30.4.16



【福井市】福井駅西口開発(株)
『福井"色(しよ)"の玄関口整備事業』[ハピリン]
認定：H27.8.13



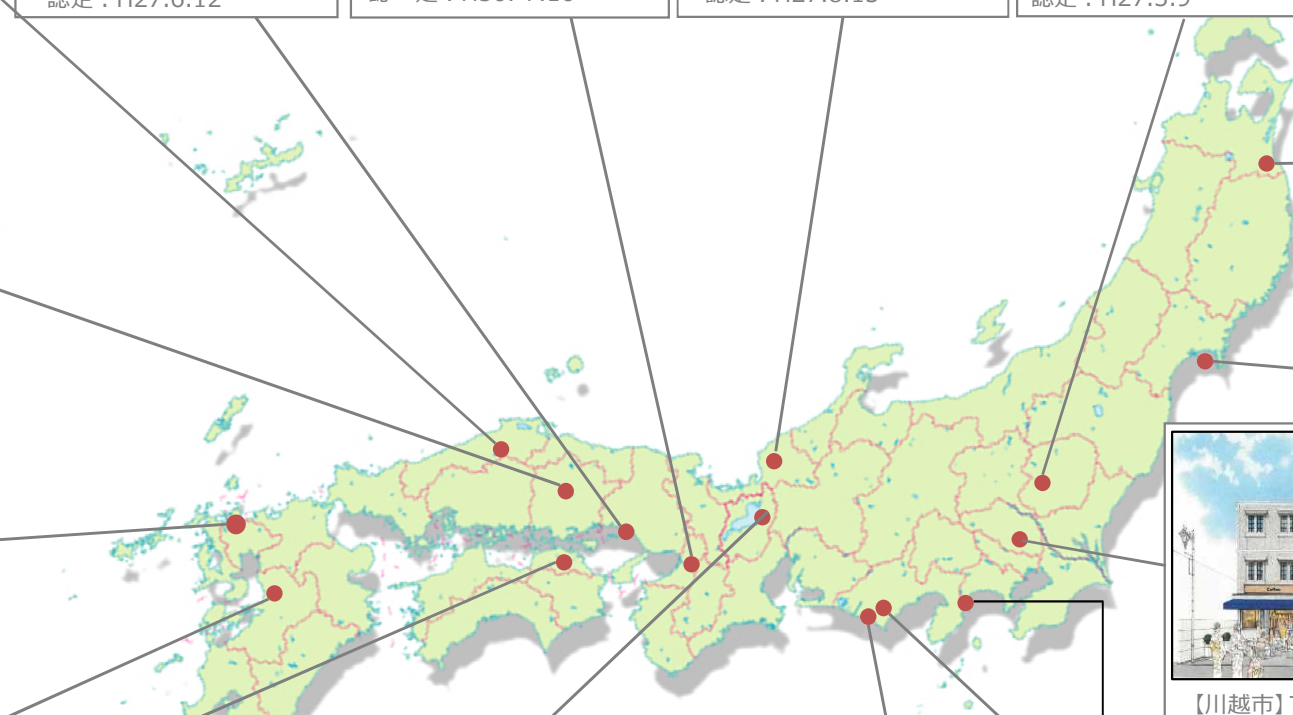
【日光市】(株)オアシス今市
『小倉町周辺整備・商業施設整備事業』[道の駅 日光街道二コニコ本陣]
認定：H27.3.9



【富良野市】ふらのまちづくり(株)
『フラノ・コンシェルジュ整備事業』
[コンシェルジュフラノ]
認定：H29.3.23



【津山市】新津山国際ホテル(株)・(株)HNA津山
『新津山国際ホテル建設事業』
[ザ・シロヤマテラス津山別邸]
認定：H29.6.7



【八戸市】(株)江陽閣
『六日町地区複合ビル整備事業』
[ガーデンテラス]
認定：H27.5.12



【唐津市】いきいき唐津(株)
『新天町パティオ街区再開発事業』
[KARAE]
認定：H30.4.16



【石巻市】(株)元気いしのまき
『かわまち交流拠点形成に向けた商業施設整備によるまちなか活性化事業』
[いしのまき元気市場]
認定：H28.10.26



【川越市】TKM(株)
『旧鶴川座再生・利活用事業』
認定：H31.4.4



【熊本市】九州産交ランドマーク(株)
『(仮称)桜スクエア整備事業』
[SAKURA MACHI Kumamoto]
認定：H31.4.4



【高松市】高松琴平電気鉄道(株)
『瓦町駅核化プロジェクト事業』
[瓦町FLAG]
認定：H27.10.20



【長浜市】合同会社長浜エリアマネジメント
『(仮称)生活文化創造拠点整備事業』
認定：H31.4.4



【掛川市】弥栄かけがわ(株)
『東街区商業集積整備事業』
[We+138Kakegawa]
認定：H27.9.3



【藤枝市】(有)新日邦
『藤枝駅南口開発B]街区複合施設整備事業』
[オーレ藤枝]
認定：H27.11.6



【小田原市】箱根登山鉄道(株)
『旧ベルジュ新規建物建設事業』
[トザンイースト]
認定：H27.6.17

中心市街地活性化のための税制措置 (登録免許税)

- 中心市街地は商業機能や公共的・文化的施設が集積した地域の経済及びコミュニティにとって重要な存在であり、人口減少社会が進展する中、その活性化を通じて、地域の活力や賑わいを維持・発展させていく必要がある。
- そこで、商業施設等の整備により、民間投資を喚起し、中心市街地を活性化するため、中心市街地活性化法に基づく土地・建物の取得又は建築をした際の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の軽減措置について、適用期限の2年間の延長を行った。

現行制度

【適用期限：令和3年度末まで】

「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づき、土地・建物の取得又は建物の建築を行った場合の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を1/2とする。

- ・所有権の保存登記 1,000分の2 (本則 1,000分の4)
- ・所有権の移転登記 1,000分の10 (本則 1,000分の20)

中心市街地活性化法認定スキーム

(第186回通常国会で改正し、民間投資を喚起する施策を強化)

中心市街地活性化基本計画

※市町村作成 → 総理大臣認定



特定民間中心市街地 経済活力向上事業計画

※民間事業者作成→経産大臣認定



集客力が高く、中心市街地全体への波及効果が見込まれる民間商業施設等を整備する際に、登録免許税の特例措置による税制優遇支援を行う。

中心市街地活性化のための融資制度

～日本政策金融公庫 企業活力強化資金のご紹介～

- 中心市街地において、卸・小売・飲食店、サービス業に意欲的に取り組む中小企業・小規模事業者を、融資により支援。
- まちづくり会社については、卸・小売等を営むものに加えて、不動産賃貸業を営む場合にも、融資の対象として支援。
- 中心市街地活性化の核となる民間事業については、業種を問わず特別利率により支援し、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。

【基本事項】

	国民生活事業	中小企業事業
資金使途・貸付期間	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内	
金利	固定金利	
貸付限度額	設備資金7,200万円 運転資金4,800万円	設備資金 7.2億円 運転資金 2.5億円
貸付利率	基準利率	

【特別利率】

(ア) 中心市街地関連地域において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又は同地域において不動産賃貸業を営むまちづくり会社		
貸付利率	認定地域：特別利率C 中心市街地関連地域（旧認定地域等）：特別利率B	認定地域：特別利率② 中心市街地関連地域（旧認定地域等）：特別利率①
特別利率 適用限度額	貸付限度額の範囲	2.7億円
(イ) 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（中活法：S特）の認定に基づき当該事業を実施する者		
貸付利率	特別利率③	
特別利率 適用限度額	貸付限度額の範囲	
(ウ) 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（中活法：S特）の認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等		
貸付利率	特別利率③	
特別利率 適用限度額	2.7億円	

【利率一覧】（平成31年1月17日現在）

■ 中小企業事業（貸付期間の最短と最長のものを記載） 単位：%

基準利率	特別利率①	特別利率②	特別利率③
1.11～1.40	0.71～1.00	0.46～0.75	0.30～0.50

■ 国民生活事業（無担保の場合） 単位：%

基準利率	特別利率A	特別利率B	特別利率C
2.06～2.35	1.66～1.95	1.41～1.70	1.16～1.45

まちづくり会社向け（平成31年度より拡充）（ア）

●貸付対象

内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地内においての卸売、小売、飲食サービス、サービス、不動産賃貸業のいずれかを営む者

※不動産賃貸業者の条件

(i) 行政出資3%以上等、中活法15条に規定されるまちづくり会社

(ii) 民間中心市街地商業活性化事業(中活法42条)認定を受けたまちづくり会社

中心市街地の商業・サービス業等の顧客の増加、経営の効率化、起業・創業、新規開業等を支援するソフト事業に対し、経済産業大臣が認定。

●資金使途

合理化・共同化等を図るための設備資金、長期運転資金

特定民間中心市街地経済活力向上事業(S特)

●貸付対象

(1) S特事業認定事業者 (イ)

地域住民等のコミットメントがあり、周辺地域への経済波及効果が見込まれる民間商業プロジェクトに対し、経済産業大臣が認定。

(2) S特整備施設内において、卸売、小売、飲食サービス、サービス業のいずれかを営む者(ウ)

●資金使途

合理化・共同化等を図るための設備資金、長期運転資金

中心市街地内の事業者・サービス事業者向け (ア)

●貸付対象

内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地内の卸売、小売、飲食サービス、サービス業のいずれかを営む者

●資金使途

合理化・共同化等を図るための設備資金、長期運転資金

地域の持続的発展のための商業・まちづくり推進事業

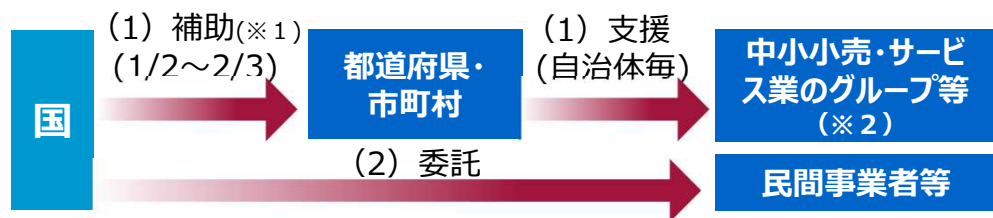
令和3年度概算要求額 **29.4億円（新規）**

事業の内容

事業目的・概要

- 中小小売・サービス業者（中小商業者等）は、商店街等として集積することで、商業機能の提供やコミュニティの中心となるなど、地域の持続的発展に欠くことのできない重要な存在です。
- 近年の人口減少や電子商取引の台頭など、地域経済の構造変化により、商店街等の商業機能としての位置づけも変化しています。他方で、少子高齢化、働き方の変化等の中、地域における雇用や医療・介護・保育など生活に不可欠な機能の維持・確保を担う主体としての期待が高まっています。
- また、ウィズコロナ・ポストコロナへの対応として地方移住、リモートワーク等の多様な働き方の普及などが進展しており、地域においても「新たな日常」への変化を取り込むことが必要です。
- このため、中小商業者等が、地方公共団体と一体となって、商業機能のみならず医療や保育など多様な機能を持つまちづくりを推進するための取組について、財政、人材育成、ノウハウ提供等の面から支援を行います。
- これにより、複数の中小商業者等が地域の新たなニーズに対応しようとする取組を後押しし、地域の持続的発展を促進します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※1 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者
※2 まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など

事業イメージ

(1) 地域商業機能複合化推進事業

- 中小商業者等のグループによる地域コミュニティ機能の活性化に関する取組を、地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。
- また、地方公共団体等がその実施に当たって、ニーズ等の調査や計画策定、実証等を行う場合に、国がその費用の一部を補助します。

地域ニーズ

- 地域雇用の創出
- 地域への外需の取り込み
- 高齢者が歩いて暮らせる街作り
- 社会的孤立の解消
- ウィズコロナ・ポストコロナへの対応

対応の取組例

- 空き店舗への企業誘致、創業拠点整備、子育て機能整備
- 国内観光・インバウンド誘客
- 医療・介護・居住の一体化
- ITを活用した混雑情報の発信、リモートワーク拠点の整備 等

【空き店舗を活用し商店街等の機能を複合化した事例（油津商店街：宮崎県日南市）】



コミュニティ施設整備



IT企業誘致



子育て機能整備

(2) 外部人材活用・地域人材育成事業

- 地域の課題と多様なスキルを持つ外部人材の情報を集約し、地域と外部人材をマッチングすることで、地域に不足する専門知識やノウハウを提供します。
- 地域の課題に関するオンライン相談のプラットフォームを構築するとともに、効果的なマッチングを行い、域内人材の育成を図ります。

環境省



【令和3年度要求額 9,200百万円（新規）（うち要望額 3,000百万円）】

感染症対策を推進しつつ災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

昨今の災害リスクの増大に伴い、災害・停電時の避難施設等へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備し、併せて避難施設等への高機能換気設備の導入の推進や感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と脱炭素化を同時実現する地域づくりを推進する。

2. 事業内容

地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、充放電設備・充電設備（※1）、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）により導入する等の場合に採択審査で加点。

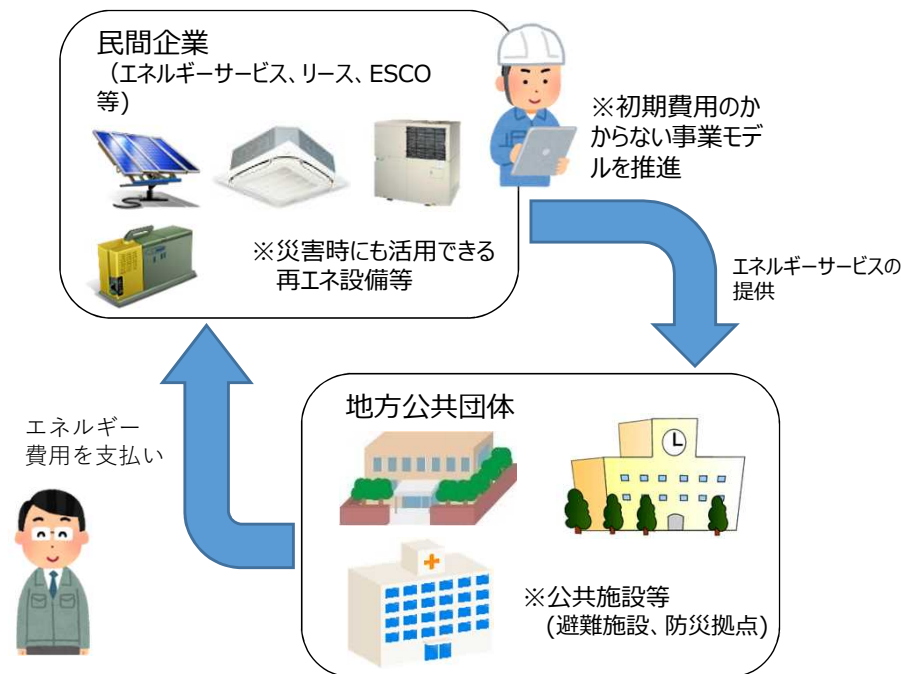
※1 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。

②①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象





【令和3年度要求額 3,030百万円（新規）】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症による地域経済のダメージや気候変動に伴う災害の激甚化を踏まえ、地域経済の活性化・新しい再エネビジネス等の創出・分散型社会の構築・災害時のエネルギー供給の確保につながる地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定の支援を行うとともに、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援や持続性向上のための地域人材育成の支援を行う。

2. 事業内容

地域に根ざした地域再エネ事業を推進するには、地方公共団体が地域関係者と連携して、地域に合った再エネ設備の導入計画、地域住民との合意形成、生産した再エネ消費先確保・再投資、持続的な地域再エネ事業の経営に関する課題を解決する必要があるため以下の事業を実施する。

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき再エネ導入促進エリア等において地域再エネ事業を実施・運営するための官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から体制構築（地域新電力等の設立、自治体関与）までを支援

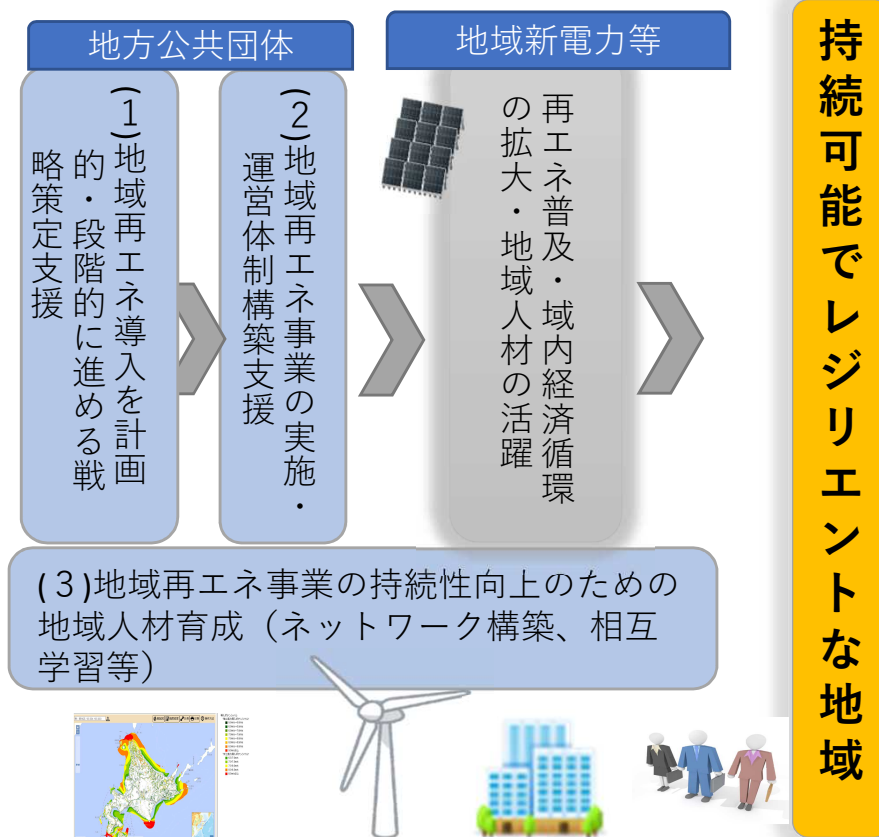
(3) 地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成（ネットワーク構築、相互学習等）

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行う

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助(定額), (2)間接補助(定率), (3)委託事業
- 委託、補助対象 (1), (2)地方公共団体, (3)民間事業者・民間団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ





LRT・BRT導入利用促進事業概要

背景・目的

低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、バス高速輸送システム（BRT）及び次世代型路面電車システム（LRT）の車両等の導入を支援し、マイカーからCO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進する。

事業概要

省CO2を目標に掲げた公共交通に関する計画に基づくLRT・BRT導入のために必要な車両・設備等について支援

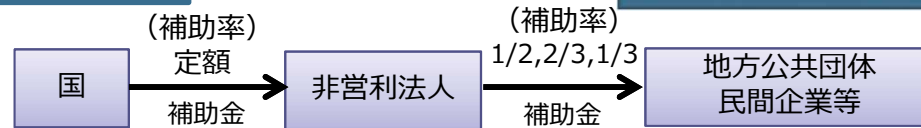
期待される効果

- マイカーから公共交通へのシフトによる自動車の使用抑制及び渋滞緩和によるCO2排出削減
- 地域における公共交通へのシフトの取組をモデル事業として全国に周知することで同種の取組を拡大



富山県高岡市 撮影：(公財) とやま環境財団

事業スキーム



【補助対象者】
地方公共団体、民間企業等

【補助割合】
LRTは1/2、
BRTは右表のとおり

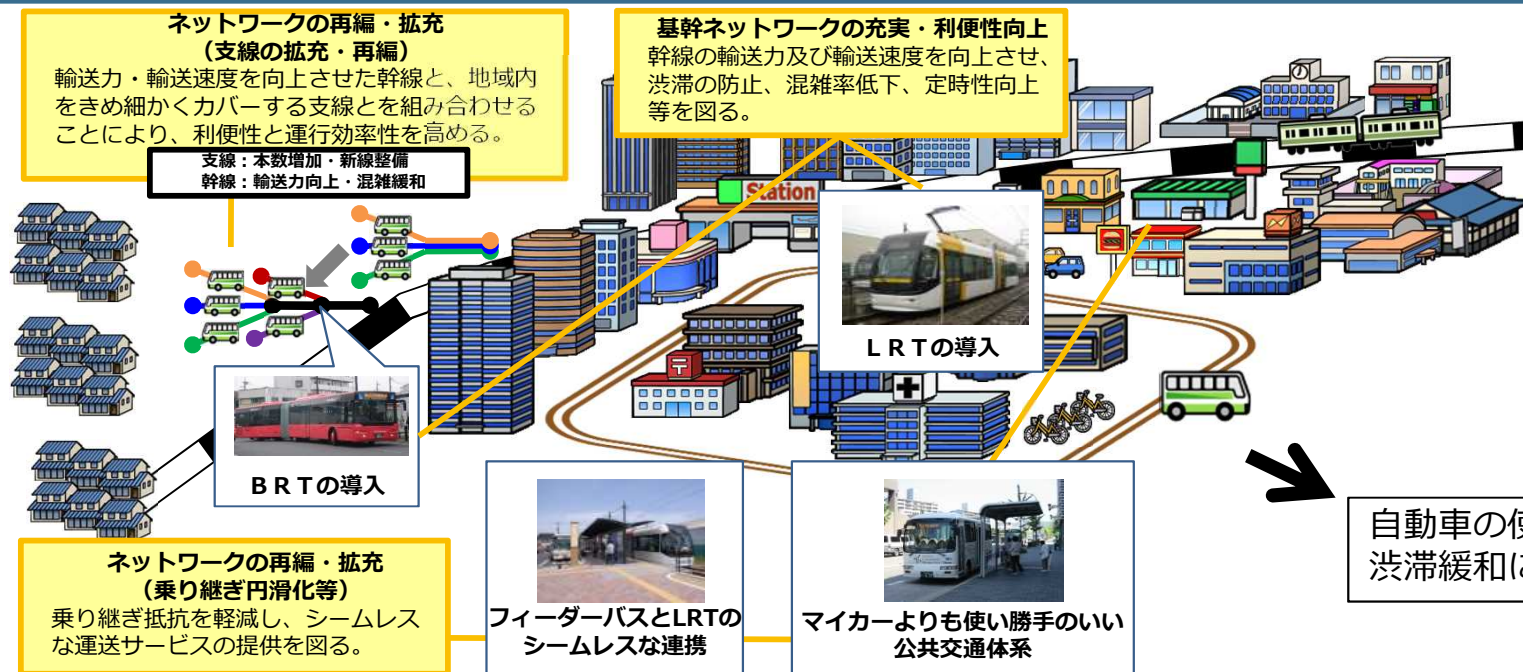
エンジンの種類	補助率
電気自動車、燃料電池自動車	2 / 3 以下
ハイブリッド自動車	1 / 2 以下
ディーゼル自動車	1 / 3 以下

【実施期間】
令和元年度～令和5年度

【補助の対象】
LRT・BRTの車両の導入、情報通信システム（乗継情報提供システム、ロケーションシステム等）の整備等

事業目的・概要等

イメージ



自動車の使用抑制及び
渋滞緩和によるCO2削減

国土交通省(総合政策局)

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援
 (上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化(令和2年11月27日施行))

要求額 298億円

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

- <支援の内容>
- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
 - ・過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
 - 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

- <支援の内容>
- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロック等の整備
 - 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業 (持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画策定等の後押し)

- <支援の内容>
- 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
 - 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

感染症リスクに対応した運行の確保

事項要求

感染症拡大等を受けて輸送需要の大幅な減少に直面している地域公共交通事業者の持続可能な運行確保に向けた支援について、今後の経済情勢や需要動向等を踏まえつつ、予算編成過程で検討。

※東日本大震災の被災地の公共交通に対する支援(要求額4億円)も要求

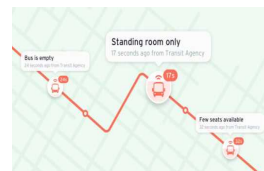
混雑を回避した移動や、パーソナルな移動など、with/afterコロナにおける新たなニーズに対応したMaaS※を推進するため、こうした公共性の高い取組への支援の他、MaaSの実現に必要な基盤整備や、法改正で新設された計画認定・協議会制度の活用等について支援等を行う。

with/afterコロナにおける解決策となるMaaSの推進

新たなニーズに対応した取組の推進

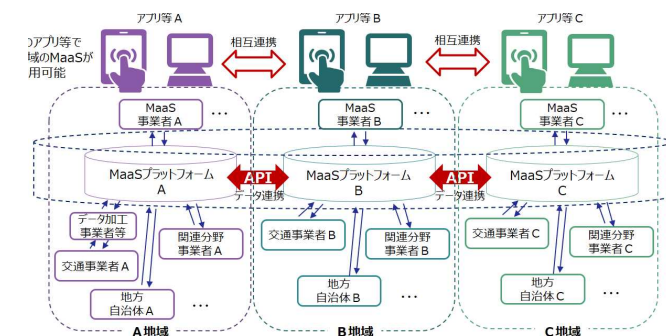
これまでの実証実験の成果や、感染症拡大により明らかとなった新たなニーズ・課題に対応する以下のような取組を含むMaaSを支援すること等により、with/afterコロナ時代に求められているMaaSの構築を図る。

- ① 混雑を分散させる取組
 - 混雑情報の提供、混雑回避ルートへの提案による行動変容の促進等
- ② 接触を避ける取組
 - 顔認証、スマートフォン画面の提示、キャッシュレス決済によるサービス利用等
- ③ パーソナルな移動環境の充実のための取組
 - AIオンデマンド交通、超小型モビリティ、シェアサイクル等の従来よりもパーソナルな移動手段を組み合わせた提供等



MaaSの円滑な普及に向けた基盤づくり

交通、バリアフリー関連情報のデータ整備への支援、データガイドラインの深化・普及促進等、MaaSの基盤となるデータ環境整備を促進する他、改正地域公共交通活性化再生法による新モビリティサービス事業計画策定や協議会設置の普及支援等により、円滑なMaaSの実現を図る。



地域が抱える課題の解決

新しい生活様式への対応
(3密の回避等)

地域や観光地における移動の利便性向上

既存公共交通の有効活用

外出機会の創出と地域活性化

スーパーシティ／スマートシティの実現

国土交通省(国土政策局)

官民連携基盤整備推進調査費の制度概要

令和3年度概算要求: 331百万円

事業概要

- 各地域の個性や強みを活かした特色ある成長を図るためには、民間の投資効果が最大限に引き出されるよう、民間の設備投資等と一体的に基盤整備を実施することが重要である。
- 官民が連携して実施する民間投資誘発効果の高い基盤整備や広域的な地域戦略に資する事業について、民間の意思決定のタイミングに合わせ、機を逸することなく基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を図るため、地方公共団体が行う事業化検討に対して調査費補助を行う。

事業内容

【配分先】地方公共団体(都道府県・市町村等)

【補助率】1/2

【募集・配分スケジュール】年3回配分

区分	募集期間	配分時期
第1回	1月20日～2月14日	5月13日
第2回	2月25日～4月15日	7月1日
第3回	6月15日～7月10日	9月2日

【支援内容】

(令和2年度実績)

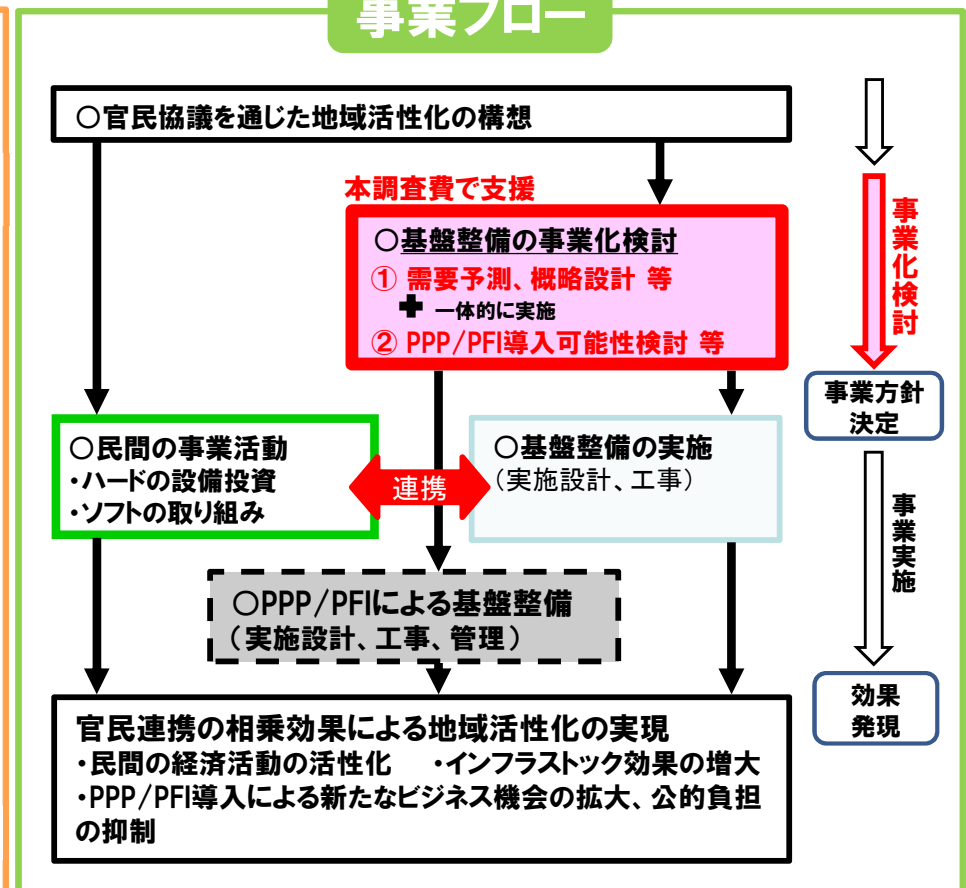
民間事業活動と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備※の事業化に向けた検討経費を支援

<調査内容>

- ① 施設整備の内容に関する調査
(例) 基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等
- ② ①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査
(例) PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFM算定等

※ 道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等の公共土木施設
(留意事項) 本調査費は繰越はできません。

事業フロー



国土交通省(住宅局)

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・街なか居住再生型）の概要

○既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

拠点開発型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点的开发を行う区域を含む

街なか居住再生型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）



空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等



（交付率：1/3）

良質な住宅の供給

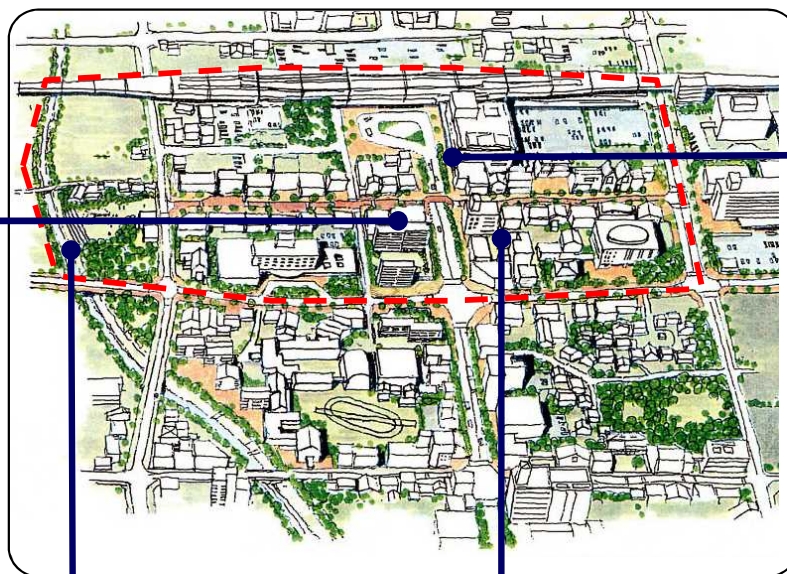
拠点開発地区における良質な住宅の供給



市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、共同施設整備

（交付率：1/3）



事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

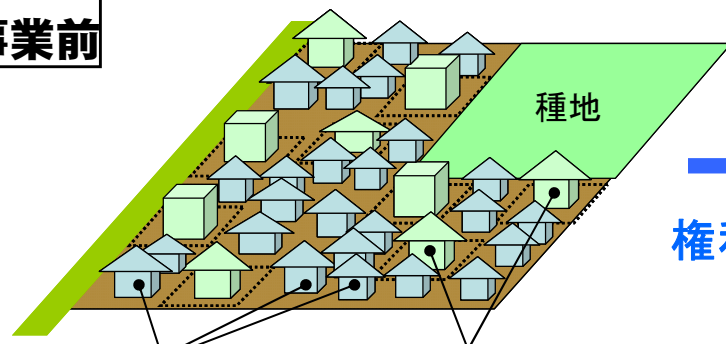
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2）

防災街区整備事業 制度概要

- ・ 密集法に基づいて防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため法定の事業制度
- ・ 再開発事業と同様、**土地・建物から建物への権利変換による共同化が基本**
- ・ **個別の土地への権利変換をも認める柔軟かつ強力な事業手法**
- ・ **老朽建築物を除却し、防災性能を備えた建物と公共施設を整備**

○防災街区整備事業のイメージ図

事業前



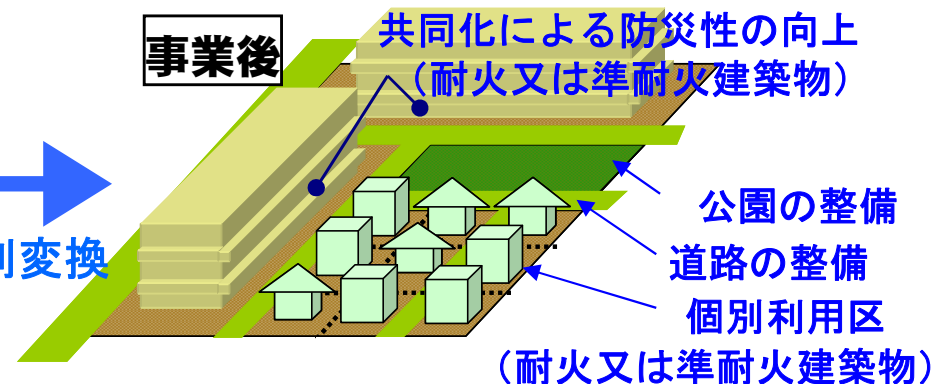
防災施設建築物の一部等への権利変換又は地区外転出

個別利用区への権利変換

従前の土地・建物の資産額

権利変換

事業後



共同化による防災性の向上
(耐火又は準耐火建築物)

公園の整備
道路の整備
個別利用区
(耐火又は準耐火建築物)

(耐火又は準耐火建築物)

従前の資産額に相当する事業後の新しい建築物の床

等価交換

(1) 法定要件

次の要件を満たす地区であること。

- ① 特定防災街区整備地区 又は 防災街区整備地区計画（防火上の構造制限及び建築物の敷地面積の最低限度が定められ、かつ条例で規制される場合に限る）の区域内
- ② 耐火建築物（新耐震基準を満たさないものを除く）、準耐火建築物の延べ面積が全ての建築物の延べ面積の概ね1/3以下
- ③ 建築基準法に不適合な建築物の数又は建築面積の合計が全ての建築物の数又は建築面積の合計の1/2以上 等

(2) 補助要件

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の整備地区内で事業が行われること。（補助については住宅市街地総合整備事業で行う。）

(3) 施行者

個人施行者、防災街区整備事業組合、事業会社、地方公共団体、都市再生機構等

(4) 補助内容

- ① 調査設計計画（事業計画作成、権利変換計画作成、建築設計費等）（1/3）
- ② 土地整備（除却、整地、補償、道路整備、緑地整備等）（1/3等）
- ③ 共同施設整備（1/3等）

良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地を再生し、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、**住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)**により、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備及び若年世帯の住替えを促進するリフォーム等について支援を行う。

対象住宅団地の要件

- ✓ 5ha以上 **【面積要件なし】**
- ✓ 入居開始から概ね30年以上経過 **【20年以上経過】**
- ✓ 高齢化率が著しく高い **【高齢化率要件なし】**
- ✓ 住宅戸数100戸以上
- ✓ 公共用地率が概ね15%以上
- ✓ 都市機能誘導区域又は居住誘導区域内等

ソフト事業に対する支援

整備計画策定、協議会活動等
地方公共団体・公的主体・民間事業者等で構成される協議会の計画策定や活動を支援

国費率1/3 **【1/2】**



ハード事業に対する支援

高齢者支援施設

・子育て支援施設等の整備

共同住宅等の既存ストックの改修による高齢者支援施設、子育て支援施設、生活サービス拠点となる施設や住替支援施設（生活支援施設）の整備を支援〔国費率1/3〕



地区公共施設等の整備

公共空間のバリアフリー化や既存公共施設・コミュニティ施設等の改修による整備、公園・緑地・広場等の整備を支援〔国費率1/3〕



循環利用住宅の整備

既存住宅のインスペクションや一定の要件で性能向上リフォーム工事を支援〔国費率1/3〕



【カッコ】書き:令和2年度予算拡充事項
(ただし、改正地域再生法に基づく地域住宅団地再生区域に限る)

多様な高齢者向け住まいの確保 ～スマートウェルネス住宅等推進事業～

令和2年度当初予算:250億円の内数
令和3年度概算要求額:250億円の内数

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、**サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修、介護予防や健康増進、多世代交流等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組に対して支援**を行う。また、子育て世帯等の暮らしを支える生活拠点の整備を進め、まちなかへの居住や生活環境の向上を図るため、子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等に対して、集中的・重点的に支援。

① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

○ サービス付き高齢者向け住宅の供給の加速や多様な居住ニーズに応じた整備の推進を図るため、整備費に対して支援を実施

【住宅】 新築 1/10（上限 90・120・135万円/戸*）
改修 1/3（上限 180万円/戸等）*床面積等に応じて設定

【高齢者生活支援施設*】 新築 1/10（上限1,000万円/施設）
改修 1/3（上限1,000万円/施設）

*新築の場合は、介護関連施設（デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等）、病院、診療所、訪問看護事業所を補助対象外とする。

② セーフティネット住宅改修事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業）

○ 新たな住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費に対して支援を実施

補助率：1/3 補助限度額：50万円/戸等

対象工事：バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事等

③ 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

○ 介護予防や健康増進、多世代交流等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組として選定されるものに対して支援を実施

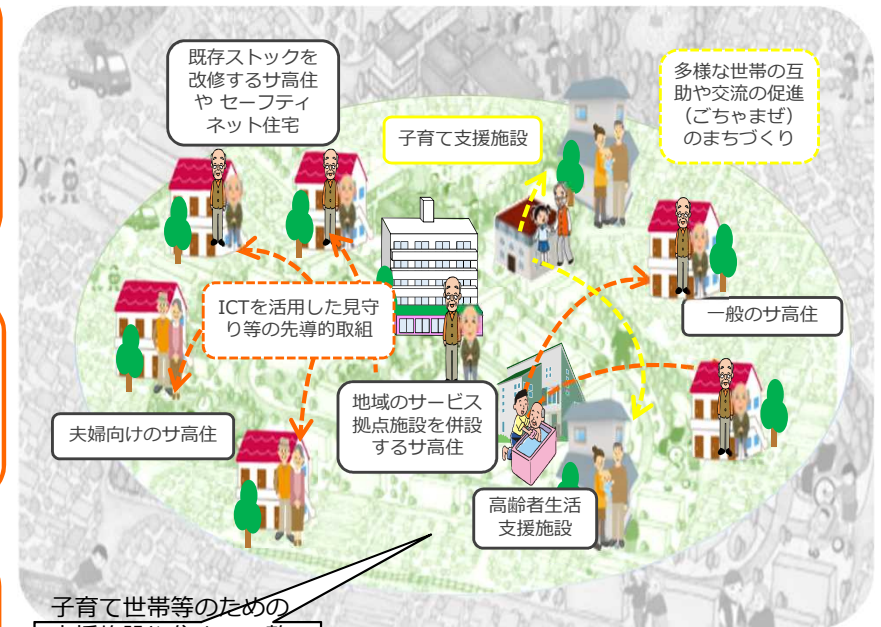
〔工事費〕補助率：新築1/10、改修2/3

〔技術の検証等に係る費用〕補助率：2/3

④ 地域生活拠点型再開発事業

○ 子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等について、調査設計計画費・土地整備費・共同施設整備費に対して、国が集中的・重点的に支援を実施

補助率：国1/3 地方公共団体1/3 民間事業者1/3



子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等を集中的・重点的に支援

※なお、令和3年度予算における事業内容の拡充等については現在検討中

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要

固定資産税

適用期限
令和3年3月31日まで

一戸当たり120㎡相当部分につき、5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において
市町村が条例で定める割合を軽減 (一般新築特例は1/2軽減)

※平成27年4月1日から「地域決定型地方税制特例措置」(通称:わがまち特例)を導入

- 要件**
- ① 床面積: 30㎡以上210㎡以下/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上280㎡以下/戸)
 - ② 戸数: 10戸以上
 - ③ 補助: 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
 - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等
- 等

不動産取得税

適用期限
令和3年3月31日まで

家屋 課税標準から1200万円控除/戸 (一般新築特例と同じ)

土地 次のいずれか大きい方の金額を税額から控除 (一般新築特例と同じ)

ア : 4万5,000円(150万円×3%)

イ : 土地の評価額/㎡×1/2(特例負担調整措置)×家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)×3%

- 要件**
- ① 床面積: 30㎡以上210㎡以下/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上280㎡以下/戸)
 - ② 戸数: 10戸以上
 - ③ 補助: 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
 - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等
- 等

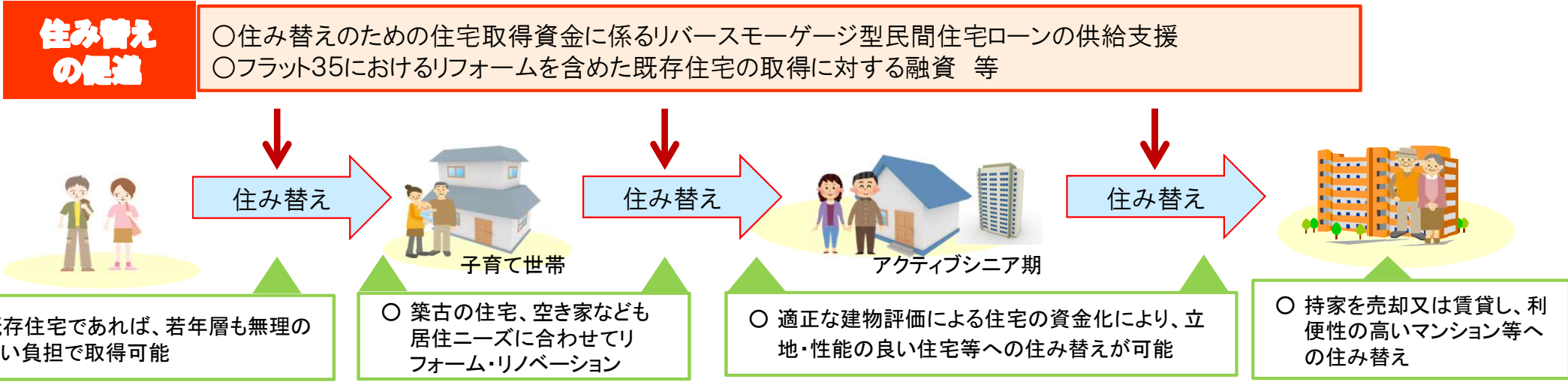
※なお、適用期限の延長について要望中

既存住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進

既存住宅の質の維持・向上、適正な建物評価ルールの定着等により既存住宅・リフォーム市場の活性化を図り、ライフスタイル・ライフステージに応じた住み替えの円滑化を図る。

我が国の既存住宅市場の現状

<p>既存住宅流通の国際比較</p> <p>新築+既存に占める既存流通量は、欧米の1/6程度の水準</p>	<p>住み替え回数に関する欧米との比較</p> <p>世帯当たりの住み替えによる住宅取得回数は、英米の1/3～1/4の水準</p>	<p>既存住宅(木造戸建て)の評価</p> <p>築後約20年で取引価値が一律ゼロという我が国独自の取引慣行</p>
--	--	---



<p>既存住宅の質の維持・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○既存住宅の長期優良住宅化に係る認定制度の普及促進、長期優良住宅化リフォームの支援 ○買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例措置 ○良質な住宅ストックが市場において適正に評価される流通・金融等の仕組みの開発・普及等の支援 等
<p>既存住宅・リフォームの質に対する安心の付与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅リフォーム事業者団体登録制度、住宅性能表示制度、瑕疵保険の普及促進 ○流通時のインスペクションの活用促進 ○消費者に対し既存住宅の基礎的な情報を提供する「安心R住宅」制度 等
<p>消費者への適時適切な情報提供の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○全国版空き家・空き地バンクの活用促進 ○不動産取引価格情報の整備・提供 等

UR団地の地域医療福祉拠点化

UR賃貸住宅団地の再編等に併せ、医療福祉施設等の誘致を推進し、団地周辺地域も含めた地域医療福祉拠点の形成を図る。

＜今後の目標＞ 平成37年度までに150団地程度で拠点形成（住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)及びまち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改定)(平成30年12月21日閣議決定)において成果指標として位置づけ）

＜取組の状況＞ 計198団地(うちKPI対象131団地)で拠点化に向けて着手済み、うち128団地(うちKPI対象84団地)で拠点として形成(令和2年3月31日現在)

■地域医療福祉拠点化に向けた取り組み

- ①地域における医療福祉施設等の充実の推進
- ②高齢者等多様な世代に対応した居住環境の整備推進
- ③若者世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成の推進

[地域医療福祉拠点の形成のイメージ]

UR賃貸住宅団地

②高齢者が安心・安全に住み続けられるよう工夫した住宅

②若者世帯・子育て世帯等のニーズにあった住宅

②車いすやベビーカーも移動しやすいよう、バリアフリーに配慮した屋外環境

①地域における医療・福祉施設等の充実の推進
(団地内の賃貸施設や敷地への医療・福祉施設等の誘致)

③団地内の屋外空間、賃貸施設、集会所等を活用した多世代交流の機会の創出、生活支援サービスの導入

地域包括ケアシステムの構築・ミストコミュニティの形成を推進



住戸内への手すりの設置



団地内広場の整備 (みさと団地/埼玉県)



中層住棟へのエレベーター設置
(相模台団地/神奈川県)



医療・介護施設等を併設したサービス付高齢者向け住宅の誘致 (豊四季台団地/千葉県)



病院の誘致 (鶴舞団地/奈良県)



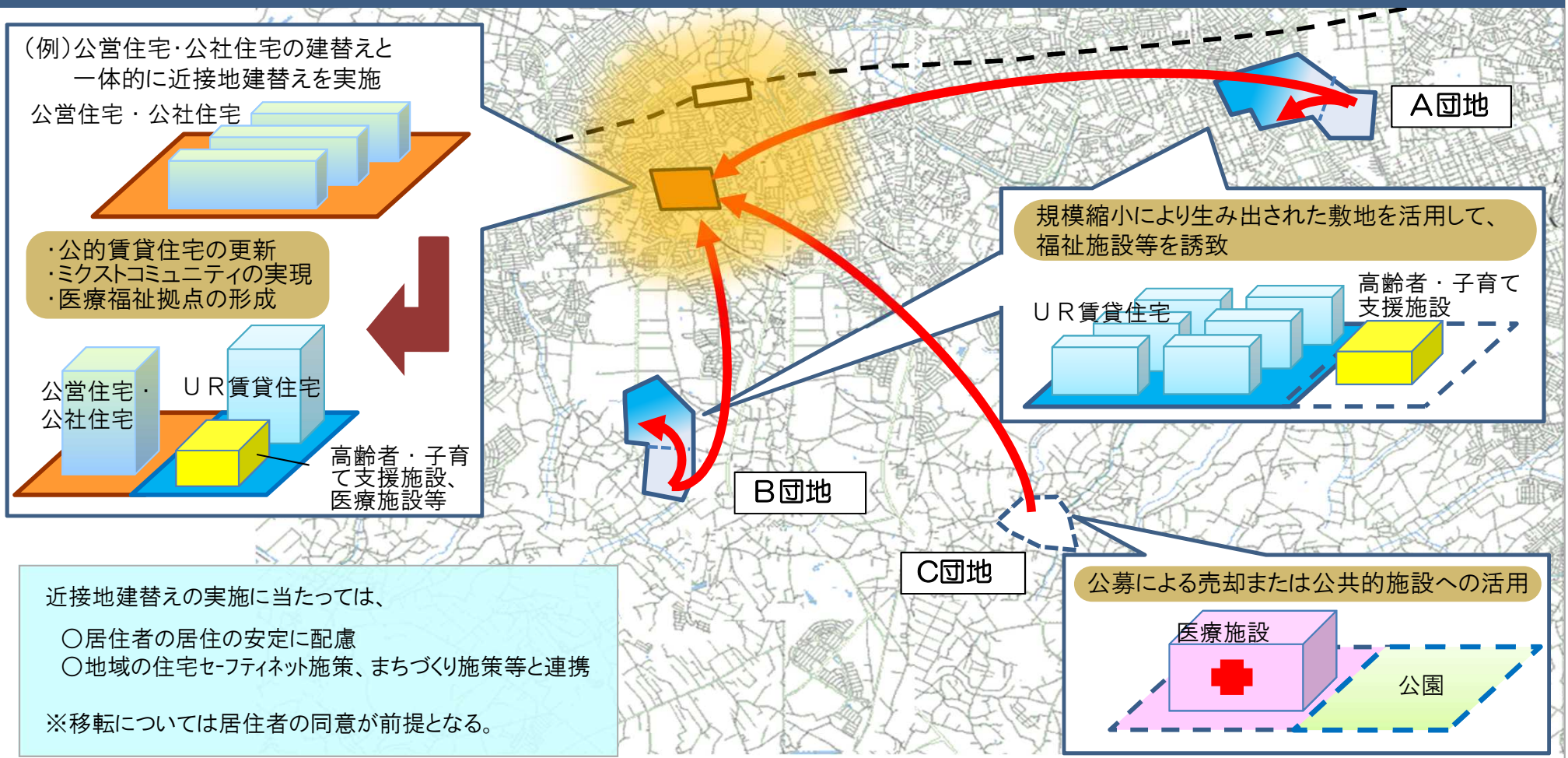
コミュニティスペースの設置
(男山団地/京都府)

団地の統廃合等のための近接地建替えの可能性

UR法の一部改正(平成27年7月16日 施行)

- 従前制度による従前地・隣接地建替えは、居住者の適当な移転先や適地の確保が困難である上、複数回の転居を伴い、統廃合等に時間を要する。
- 取得地の選択肢を増やす近接地建替えを可能とすることにより、居住者の移転を円滑化し、団地の統廃合等を加速させる。

近接地建替えのイメージ



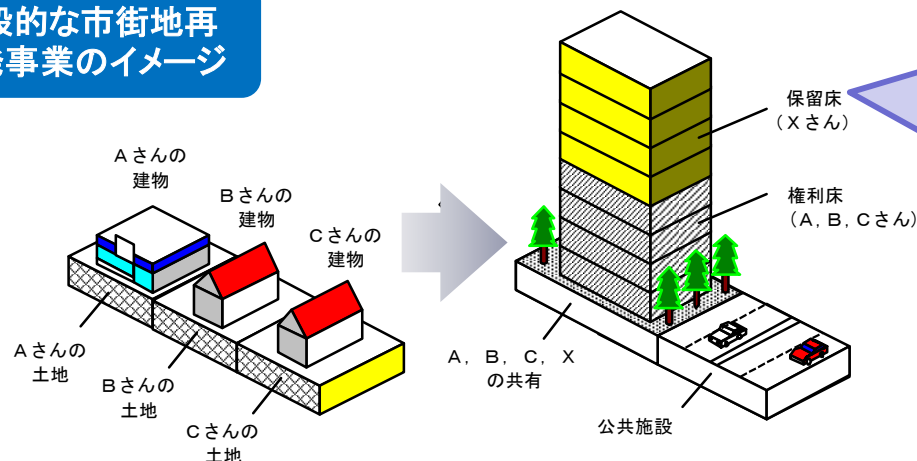
市街地再開発事業の概要

1. 制度の目的

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う(都市再開発法 昭和44年施行)。

2. 事業の仕組み

一般的な市街地再開発事業のイメージ



高度利用により生じた保留床を処分
→建設費等の事業資金を回収

- 敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルの床に権利変換により、置き換えられる(権利床)
- 高度利用によって新たに生み出された床(保留床)を処分して事業費に充てる

3. 施行者

個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、都市再生機構等

4. 地区要件

- ①組合・再開発会社の場合 地区面積0.5ha以上、耐火建築物が概ね1/3以下等
- ②その他の場合 地区面積0.1ha以上、耐火建築物が概ね1/3以下等

5. 交付対象及び国費率

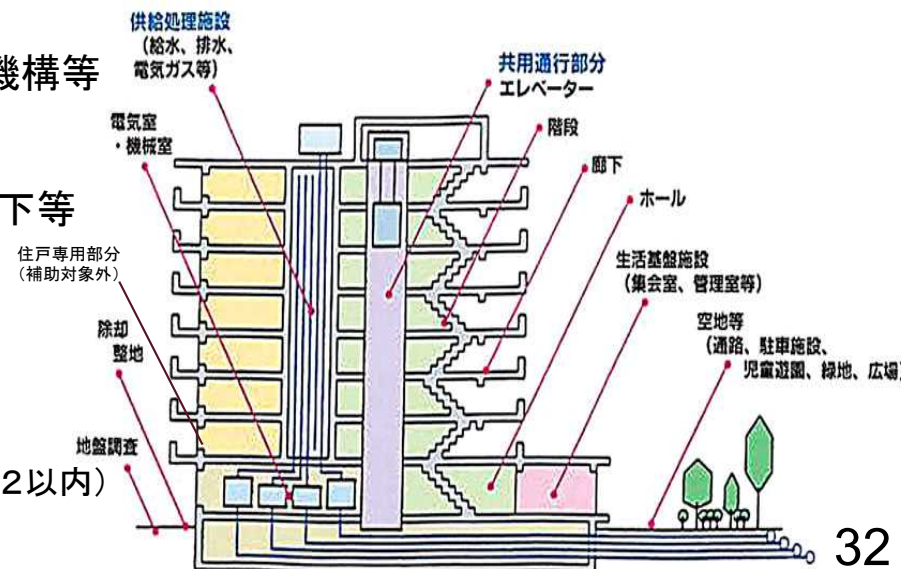
(1)交付対象

- ・調査設計計画費
- ・土地整備費(補償費、除却費等)
- ・共同施設整備費

(2)国費率

1/3

(ただし、地方公共団体の補助する額の1/2以内)



共同施設整備費の対象のイメージ

優良建築物等整備事業(マンション建替えタイプ)

市街地環境の整備改善や、良好な居住環境の確保を図るため、老朽化マンションの再生を推進する。

【優良建築物等整備事業(マンション建替えタイプ)】 : 5年間特例措置(H30~R4年度)

○対象となるマンション建替えの要件

地域: 三大都市圏等

地区面積: 概ね1000㎡以上(三大都市圏は500㎡以上、マンション建替法に基づく事業は300㎡以上)

空地面積: 法定空地率+15~20%以上 (マンション建替法に基づく事業は空地要件の適用なし)

従前建物: 倒壊の危険性があると判断された共同住宅、区分所有者10名以上

従後建物: 地上階数3階以上、耐火又は準耐火建築物、50㎡/戸以上(単身の場合は25㎡/戸以上)※

※マンション建替法に基づく事業の場合、都道府県知事が別に定める基準によることができる。

決議要件: 区分所有法62条1項の規定による建替え決議、マンション建替え円滑法108条の規定によるマンション敷地売却決議若しくは区分所有者全員の総意による建替え決議又はこれに準ずる措置等

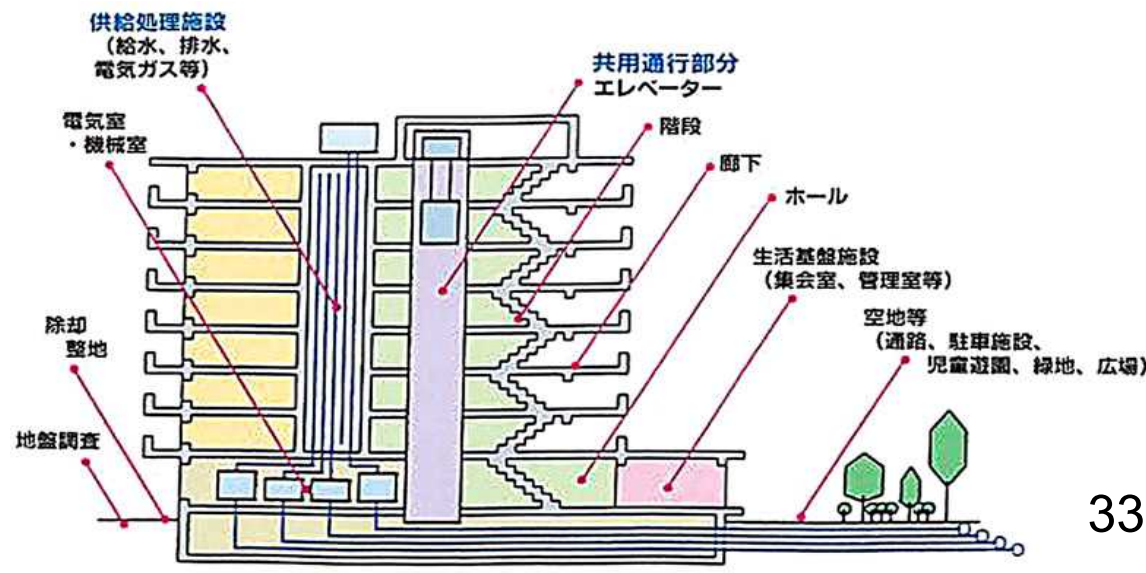
○交付対象事業費

- ・調査設計計画費
- ・土地整備費
- ・共同施設整備費

○国費率

1/3以内(但し、地方公共団体が補助する額の1/2が上限)

⇒【最大: 地方2/3(うち国1/3)、民間等(地元)1/3】



バリアフリー環境整備促進事業の概要

バリアフリー法^(※1)に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等(動く通路、スロープ、エレベーター等)の整備並びに認定特定建築物等^(※2)への移動システム等の整備に対し、助成を行う。

交付対象事業者：

- ・ 地方公共団体、民間事業者、協議会等

交付内容：

■ 移動システム等整備事業

- ・ 基本構想等の策定
- ・ 屋外の移動システム整備 (スロープ、エレベーター等)
- ・ 建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備 (市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。)
- ・ 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース (広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等) 等

■ 認定特定建築物等整備事業

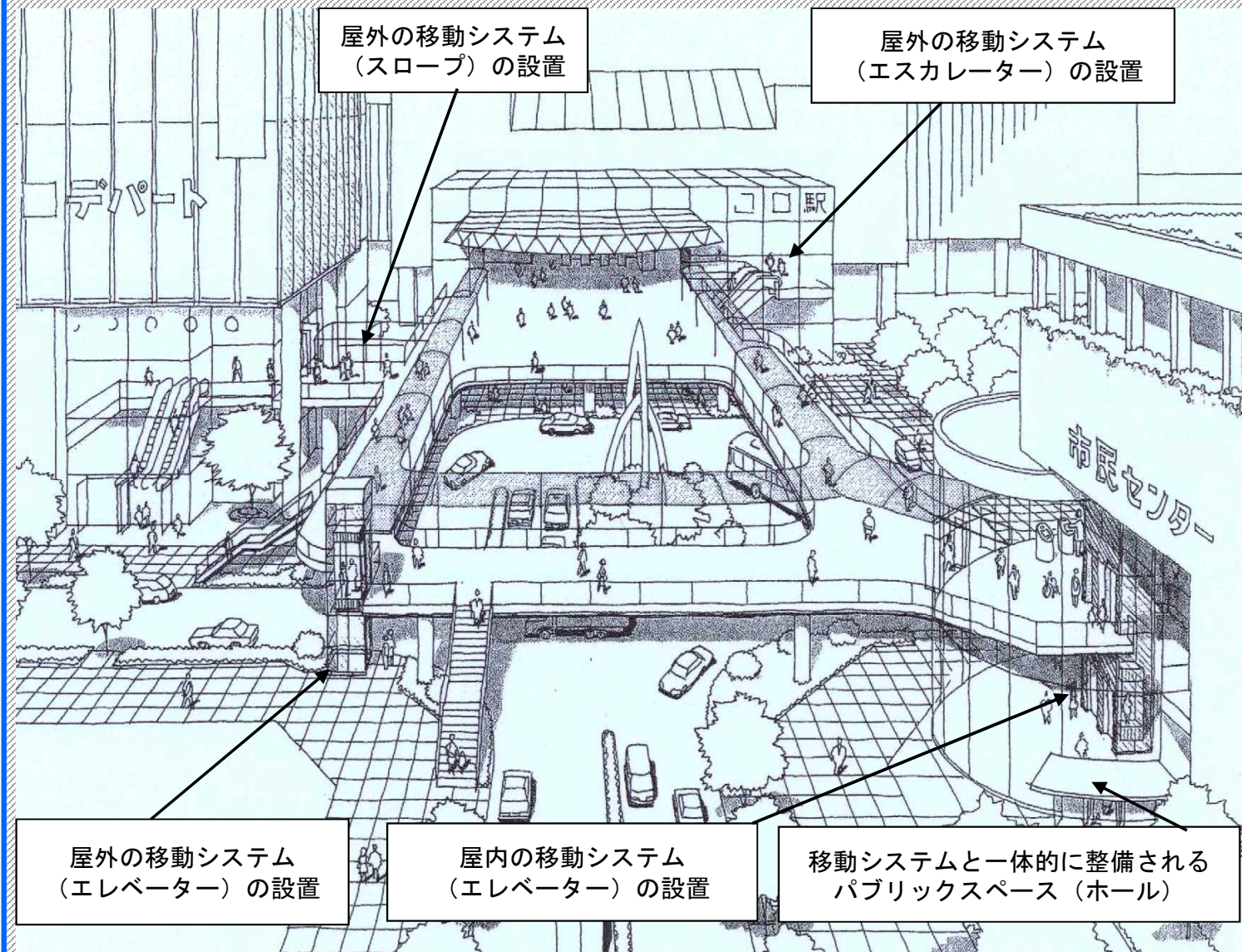
- ・ 屋外の移動システム整備 (建築物敷地内の平面経路に限る。)
- ・ 屋内の一定の移動システム整備 (商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。)
- ・ 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等

交付率：

- ・ 地方公共団体又は協議会等が施行者の場合
国：1/3、地方：2/3
- ・ 民間事業者が施行者の場合
国：1/3、地方：1/3、民間：1/3

※1 平成22年度より原則社会資本整備総合交付金により実施

※2 地方公共団体は移動システム等整備事業のみ実施可能



※1 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）」をいう。

※2 バリアフリー法第17条第3項に規定する建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものとして所管行政庁の認定を受けた建築物及び同法第14条第5項に規定する特別特定建築物のうち不特定多数の者が利用するもの（以下「既設の特別特定建築物」）をいう。ただし、既設の特別特定建築物に関する整備に対する補助は、令和2年度までに着手されたもの限り、競技会場へのアクセス経路に面した区域等を対象とする。

※下線部はR2予算による改正箇所

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等に対し、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

【対象事業】

- ・市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・地域優良賃貸住宅整備事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・防災街区整備事業
- ・都市再生整備計画事業の交付対象事業
- ・地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業
- ・認定集約都市開発事業

※その他、住宅部分については地域要件等あり

【事業概要】

<必須要件>

- ・ 高齢者等配慮対策 (バリアフリー化)
- ・ 子育て対策 (バリアフリー化、防犯性)
- ・ 防災対策 (帰宅困難者支援[都市部]、構造安全性)
- ・ 省エネルギー対策 (省エネルギー誘導基準への適合)
- ・ 環境対策 (リサイクル性への配慮、劣化対策)

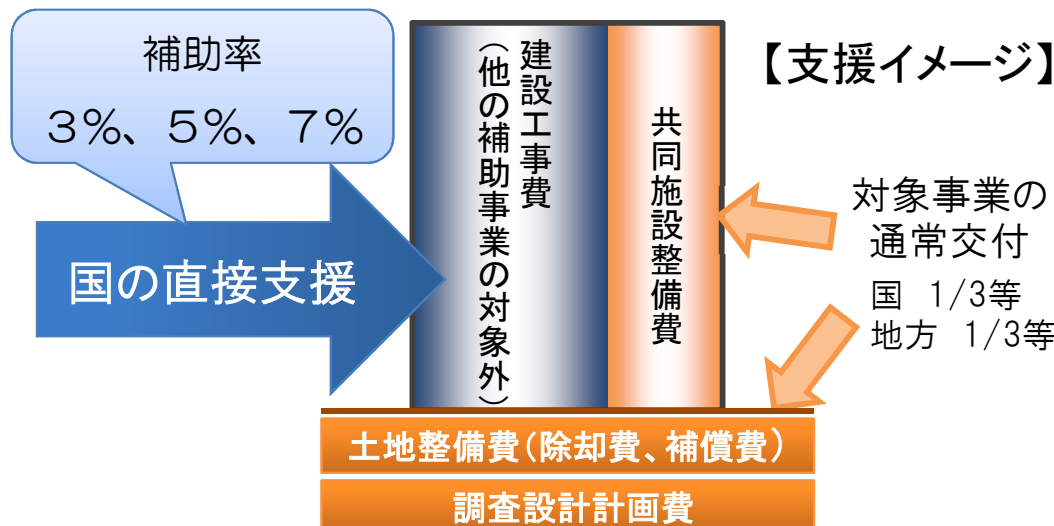


<選択要件>

- ・ 防災対策 (帰宅困難者支援[地方部]、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策)
- ・ 環境対策 (ライフサイクルコスト、都市緑化(要件見直し)、木材利用)
- ・ 子育て対策 (遮音性向上、居住環境、共働き世帯支援)
- ・ 生産性向上 (BIMの導入)

【適用期限】

令和7年3月31日
まで
(令和9年3月31日において完了しないもの
にあつては、同日後実施される事業の部分を
除く。)



【補助金額】

補助対象事業の建設工事費(他の国庫補助に係る補助対象事業費を除く)に対し、要件の充足数に応じて、以下の割合を乗じて得た額の範囲内とする。

必須要件	のみ	・・・	3%
必須要件	+ 選択要件の1項目	・・・	5%
必須要件	+ 選択要件の2項目	・・・	7%

空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う(社会資本整備総合交付金とは別枠で措置)

事業内容

空家等対策計画に基づき実施する以下の事業

・空き家の除却

例: 特定空家等の除却

ポケットパークとして跡地を利用する空き家を解体

R3拡充要求

特定空家等に至る前段階において、将来的に特定空家等になる蓋然性が高い未接道等の空き家の除却等への支援を強化

・空き家の活用

例: 空き家を地域活性化のための地域交流施設に活用

・空家等対策計画の策定等に必要空き家の実態把握

・空き家の所有者の特定

例: 所有者の特定のための交通費、通信費、委託費等

・関連する事業等

例: 周辺建物の外観整備、残置動産の撤去費等

空き家の除却



居住環境の整備改善のため、空き家を除却し防災空地を整備

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

法定の協議会など、民間事業者等と連携して事業を推進

補助対象

以下の①、②を満たす市区町村

①空家等対策計画を策定

②空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある

など

補助率

	所有者が実施			地方公共団体が実施	
除却	国 2/5	地方公共団体 2/5	所有者 1/5	国 2/5	地方公共団体 3/5
活用	国 1/3	地方公共団体 1/3	所有者 1/3	国 1/2	地方公共団体 1/2

事業期間

平成28年度～令和2年度

R3延長要求

事業期間を5年間延長
令和3年度～令和7年度

※社会資本整備総合交付金等でも同様の支援が可能 36

地域居住機能再生推進事業

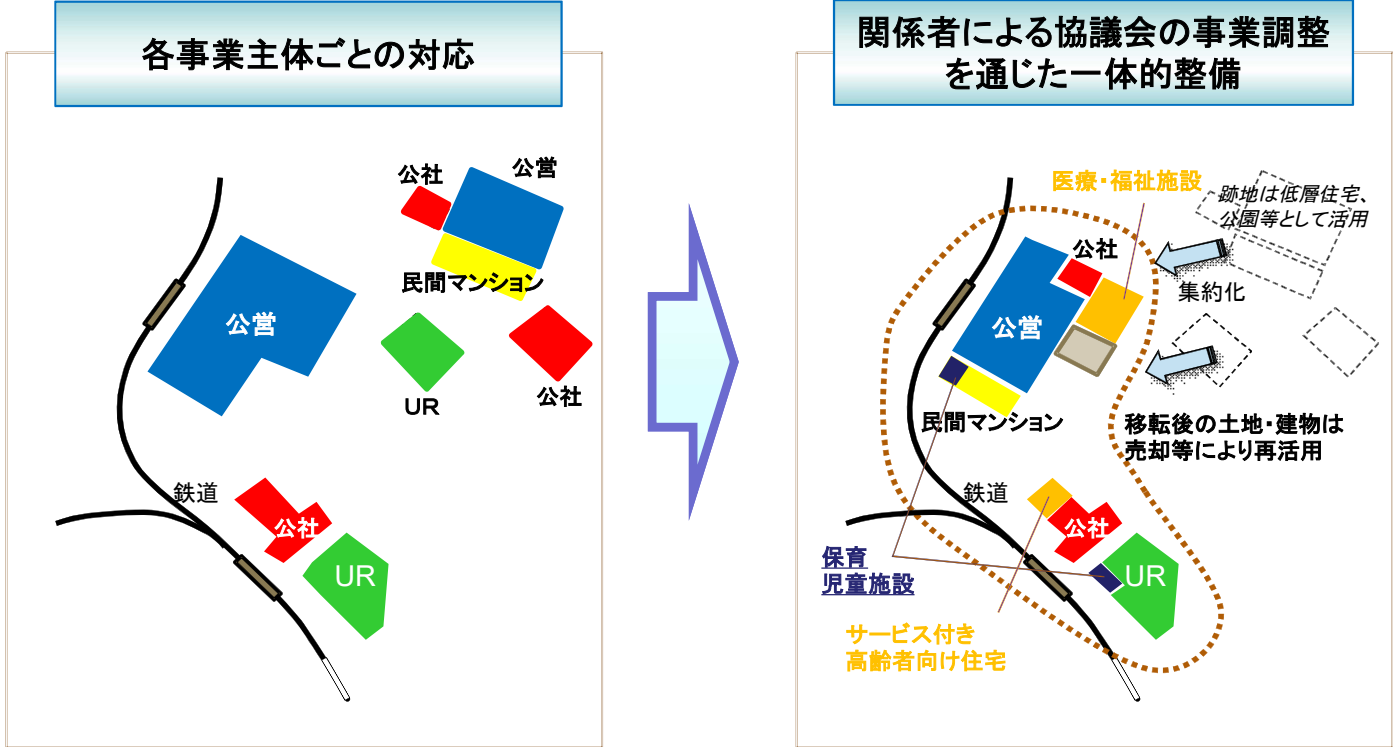
現状・課題

- 高齡化が急速に進展する地域における公的賃貸住宅団地の老朽化、生活サービス機能の不足
- 大規模団地の再生を通じて、周辺の市街地も含めた地域全体の再編を図る必要性

事業目的

○大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齡化の著しい地域において、多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する。

地域居住機能の再生のイメージ



- 居住機能の集約化とあわせて大規模団地等の地域居住機能を再生
- 多様な主体の協働による事業実施
- 高齡者世帯・子育て世帯向けの施設や交流機能等を導入

国土交通省(土地・建設産業局)

R3年度要求額： 0千円
 R3年度要望額： 40,000千円
 R2年度予算額： 13,080千円

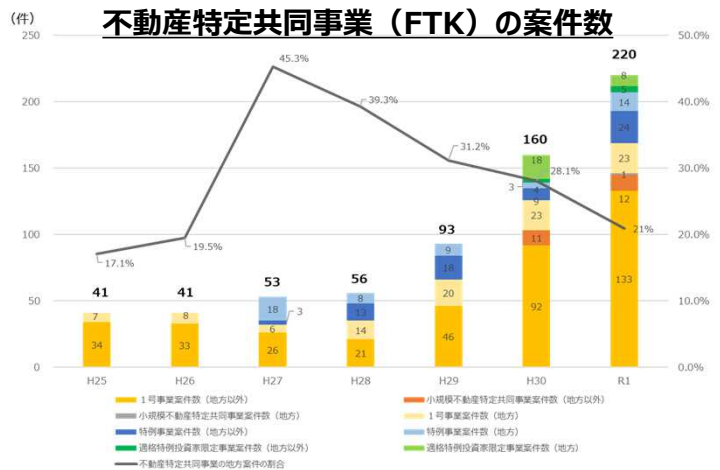
継続

背景

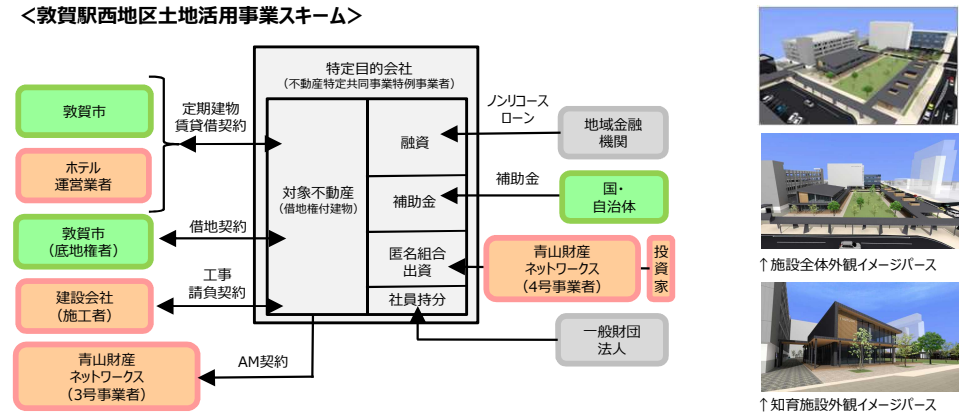
- 人口減少・高齢化社会において、地域の活力を維持していくためには、地域において、まちににぎわいと活力を生み出すような施設を整備し、地域の魅力を向上させることが必要。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の教訓を踏まえ、今後、柔軟な働き方や地方での就労・居住が進むことが予想される中、多核連携型の都市形成がなされていくことが期待されている。

政策的課題（対応の必要性）

- にぎわい施設の整備や多核連携型の都市形成を持続的に進めるためには、地元資金を募りつつ、既存の不動産ストックや公的不動産（PRE）等、地域の遊休・低未利用不動産を地域資源として活用することが必要であるが、事業資金の確保が課題となる場合も存在。
- その場合、不動産特定共同事業（FTK）を始めとする不動産証券化手法を活用することにより、地元資金を含む資金を円滑に確保し、地域の遊休・低未利用不動産の活用を図っていくことが有効であるが、特に地域においては、不動産証券化手法に関し、関係者間のネットワークの構築不足やノウハウの不足が課題となっている。



地元資金を活用したFTK事業（検討中）の例



（参考）「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（令和2年7月17日 閣議決定）

6. 新しい時代の流れを力にする （2）地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり
 ・「地方創生SDGs金融」を通じた自律的好循環の形成に向け、…不動産特定共同事業（FTK）による資金供給を行う。

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日 閣議決定）

4. 「新たな日常」を支える地域社会の実現、安全・安心の確保 （1）東京一極集中から多核連携型の国づくりへ ③地方都市の活性化に向けた環境整備
 ・感染症の教訓を踏まえた柔軟な働き方や地方都市での就労・居住の推進に向け、ユニバーサルデザインの街づくり、地域の生活機能を集約する都市のコンパクト化…等を通じて、歩いて暮らせるゆとりとにぎわいあるまちづくりを実現し、地域の魅力を高めるとともに、…二者択一ではない大都市圏と地方圏の関係の構築につなげていく。

R3年度要求額： 0千円
R3年度要望額： 40,000千円
R2年度予算額： 13,080千円

継続

事業内容

地域における有休・低未利用不動産の活用促進に向けた連携体制の構築

①PRE等の証券化に関する地方公共団体・事業者等マッチング促進 [15,061千円]

- 地域における公的不動産(PRE)等の遊休・低未利用不動産の活用を進めるためには、不動産特定共同事業（FTK）等の不動産証券化手法により、地元投資家、地域金融機関等、地元からの資金供給を実現することが有用。
- しかしながら、現状、事業に関係する者とのネットワークが不足している上、不動産証券化事業のノウハウを有する事業者が限定されていることから、事業者、地方公共団体、地域金融機関、民間企業等の関係者間の情報について、相互に情報を把握しやすくするマッチングサービスを、民間ウェブサイトと連携するなど、手法を検討し構築する。

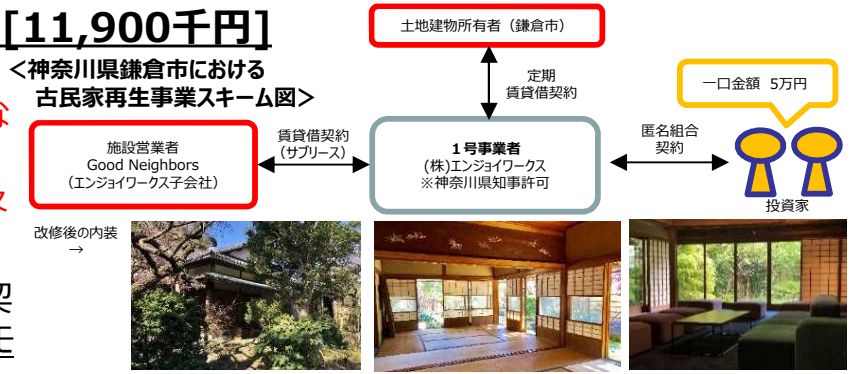
「新しい生活様式」に対応するための不動産改修事業の実施促進

②新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた不動産証券化事業の実施支援 [13,039千円]

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、今後、テレワークの導入進展やサテライトオフィスの活用等、新しい生活様式が浸透する中で、既存の不動産ストックを新たな用途に改修するニーズが高まることが予想される。
- このような改修ニーズに対応し、事業を円滑に実施するためには、不動産特定共同事業（FTK）等の不動産証券化手法を活用することが有用であることから、不動産証券化手法を活用した新しい生活様式に適応するための改修事業の実施に当たり、専門家によるアドバイザー等の支援を実施し、好事例の蓄積を図る。

③土地・建物を賃借する不動産特定共同事業に係るモデル約款の作成 [11,900千円]

- 古民家等の場合、現所有者の所有継続意欲が高く、不動産特定共同事業者が土地・建物を取得できない場合がある。また、土地・建物を取得せずに賃借した方が必要な費用が低下し、事業者が容易に参入可能となることから、新たな生活様式に対応するための不動産改修事業の実施を促進するためには、土地・建物を賃借するスキームの普及を図る必要がある。
- しかしながら、現状、不動産特定共同事業者にはそのような事業における投資家との契約についてのノウハウが不足しており、事業化が進んでいないことから、投資家との契約のモデルとなる約款を作成し、周知する。



※いずれも、R3年度から開始する調査内容である。

地元資金を活用した公的不動産（PRE）、既存不動産ストック等の遊休・低未利用不動産の円滑かつ持続的な展開や、新たな生活様式に即した不動産改修事業の普及促進を図ることにより、地域の魅力向上や多核連携型の都市形成を実現する。

国土交通省(都市局)

まちなかウォーカブル推進事業の創設 (都市再生整備計画事業の拡充)

○都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出に向けて、歩行空間の拡大や公共空間の芝生化、民間用地を活用した公共空間の整備などを重点的・一体的に支援する事業

事業主体等 【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等
 国費率：1 / 2

施行地区 ①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
 ②都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域 (周辺環境整備に係る事業を含む)
 ※滞在快適性等向上区域の設定については、令和3年度までの経過措置を想定

対象事業

【基幹事業】
 道路、公園、既存建造物活用事業 その他、既存ストックの修復・改変メニューに限定

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業 (社会実験等)、
 地域創造支援事業 (市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

- ウォーカブルな空間整備
 - 道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変
 - まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備
 例) 街路の広場化、バリアフリー環境の創出、公共空間の芝生化・高質化 等
- アイレベルの刷新
 - 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供
 - 1階部分の透明化等の修景整備
 例) 沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供 等
- 滞在環境の向上

『滞在環境整備事業』を新たに基幹事業として創設

 - 滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備
 - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査
 例) 社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入 等
- 景観の向上
 - 景観資源の活用
 例) 外観修景、照明施設の整備、道路の美装化 等



都市・地域交通戦略推進事業

目的：人口減少、少子超高齢化への備えが必要となり、また、中心市街地の衰退、都市の維持コストの増大、など都市構造に関する課題認識が高まっている。そこで、モータリゼーションの進展に併せて、市街地が全面的に広がる拡散型都市構造を見直し、環境負荷低減型のコンパクトシティへの展開を図る。

- 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
- 補助対象者：地方公共団体、法定協議会、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体
- 補助率：1/3（立地適正化計画に位置付けられた事業1/2）



路面電車・バス等の公共交通の施設(車両を除く)



自由通路



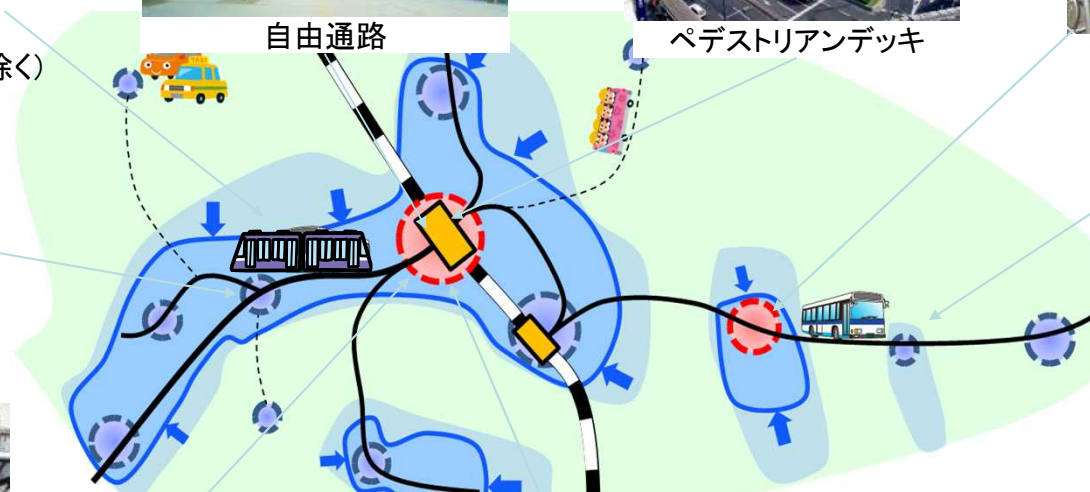
ペDESTリアンデッキ



自転車駐車場



交通結節点整備



駐車場(P&R等)



バリアフリー交通施設



荷捌き駐車場



地区交通戦略に基づく街路空間再構築・利活用



交通まちづくり活動の推進



スマートシティの推進
・情報化基盤施設※の整備
・自動運転バスの実装に向けた社会実験等

※情報化基盤施設：センサー、ビーコン、画像解析カメラその他先進的な技術を活用した施設等

都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)の概要

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等
 国費率：1／2(都市機能誘導区域内)、45%(居住誘導区域内等)

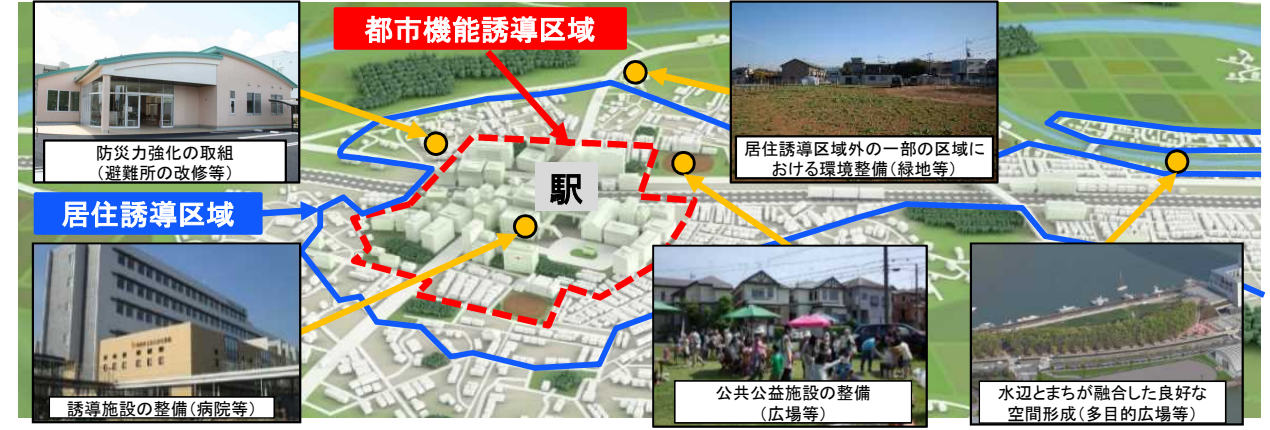
対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>
 ○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設)*、土地区画整理事業等

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

<民間事業者等>
 ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設*の整備
 ーただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額(補助対象事業費の2/3)に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。



*誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

- ーただし、次の市町村を除く*1。
- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

*1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

- ーなお、次の区域を施行地区に含むことができる。
- ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画(以下「水辺まちづくり計画」という。)がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域*2
- *2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る(災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く)。
- ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域*3

*3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。

都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)の概要

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象: 市町村、市町村都市再生協議会
 交付率: 40%(歴史的風致維持向上計画関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ)

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設(地域交流センター、観光交流センター等)、既存建造物活用事業、土地区画整理事業 等

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)



施行地区

○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①】
 ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表※1しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの。
 (1)市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※2から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※2から半径500mの範囲内の区域
 (2)市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域
 ーただし、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していない市町村については、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、上記(1)の区域において支援が受けられるものとする。

※1 立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。
 ※2 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

【要件②】
 ○地方公共団体において、歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域(市街化区域等を除く)。

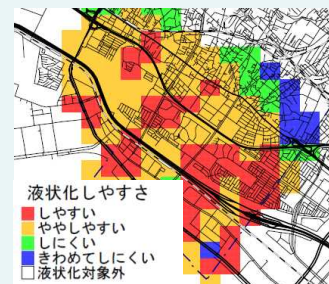
宅地耐震化推進事業の概要

大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について補助する。

○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査等(大規模盛土造成地マップの見直しや宅地液状化マップ作成、及び宅地擁壁等の危険度調査、応急対策工事等)に要する費用の一部を補助。

- 事業主体** 地方公共団体、宅地所有者(間接補助)等
交付率 1/3、1/2 (H30補正で措置、2020年度まで)
交付対象 ・大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査
 ・宅地擁壁等の危険度調査 ・宅地擁壁等の応急対策工事



液状化しやすさマップ(千葉県)



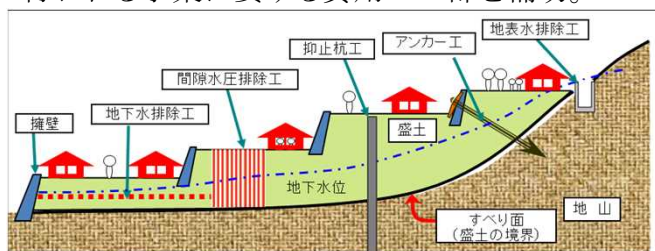
擁壁の危険度調査



擁壁の防災対策

○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等に、一定の要件を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



大規模盛土造成地の滑動崩落防止工法のイメージ

事業要件

- ① 宅造法第16条第2項の勧告又は第20条第1項の指定を受けた区域であること
- ② 下記のいずれかに該当すること
 - ・盛土面積3,000㎡以上かつ住戸10戸以上
 - ・勾配20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ住戸5戸以上
 - ・盛土高さ2m以上かつ住戸2戸以上(震度7の地震による激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件)
- ③ 滑動崩落により、道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道)、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの

- 事業主体** 地方公共団体、宅地所有者(間接補助)等
交付率 1/4、1/3、1/2(熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る)
交付対象 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

●大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 及び 宅地液状化防止事業 共通

上記の現行要件に加え、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、以下①～③いずれかに該当するものについて地方公共団体が事業主体のものは交付率1/2

- ① 立地適正化計画において宅地の防災対策が定められる場合
- ② 滑動崩落により人家10戸(避難路を有する場合は5戸)以上へ流出する場合
- ③ 震度5弱相当で滑動崩落する場合

○ 宅地液状化防止事業

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助。



道路と宅地との一体的な液状化対策を行う工法のイメージ(地下水位低下工法)

事業要件

- ① 当該宅地の液状化により、公共施設(道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。)に被害が発生するおそれのあるもの
- ② 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③ 宅地液状化防止事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの
- ④ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

- 事業主体** 地方公共団体
交付率 1/4、1/2(熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る)
交付対象 宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費

災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設(登録免許税・不動産取得税)

防災移転について一層の支援の充実を図るため、税制上の特例措置を創設する。

施策の背景

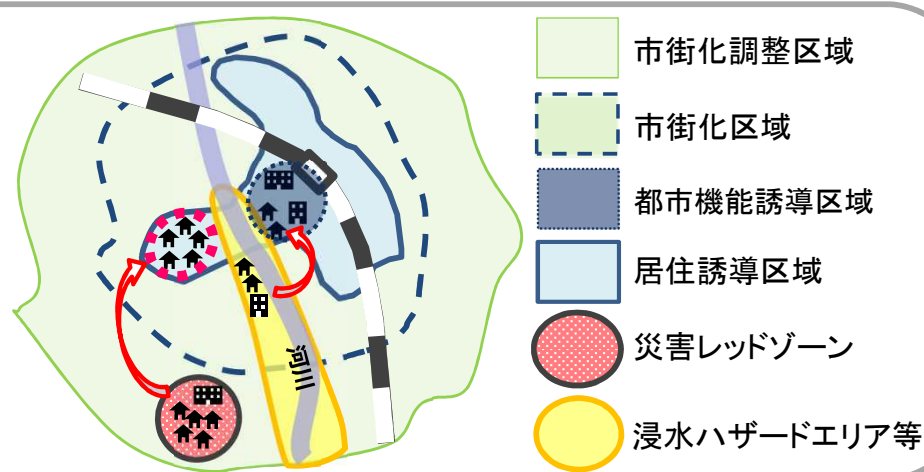
- ・災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転は、移転費用や移転先確保等の理由により移転が進まないことから、今般の法改正で防災移転支援計画制度や防災指針制度を新たに創設したところ。
- ・国会の附帯決議及び骨太方針2020も踏まえ、防災移転につき一層の支援の充実を図ることが必要。

要望の結果

災害ハザードエリア(災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等)から安全な区域への移転を促進するため、市町村がコーディネートして策定した防災移転支援計画に基づき施設又は住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物に係る税制上の特例措置を講じる。

災害レッドゾーン等からの移転(イメージ)

災害レッドゾーン又は浸水ハザードエリア等から、立地適正化計画の都市機能誘導区域内(施設)、居住誘導区域内(住宅)のより安全な区域へ移転。



特例措置の内容

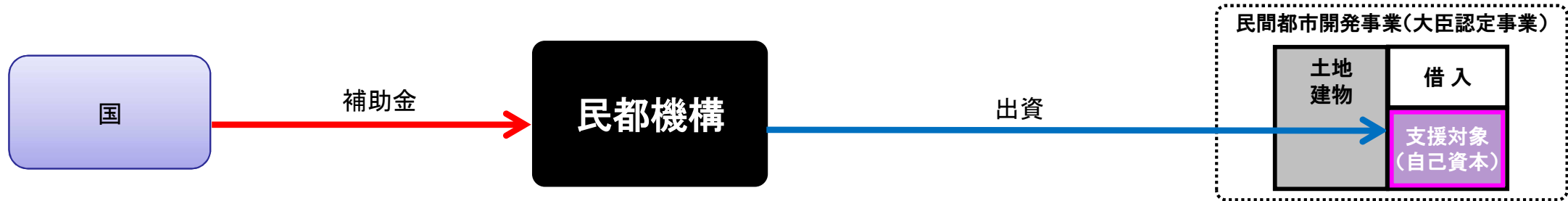
- 【登録免許税】本則の1/2軽減
* 所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記
- 【不動産取得税】課税標準から1/5控除

結果

上記について特例措置(令和3年4月1日～令和5年3月31日)を創設する。

まち再生出資の概要

- 市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。
- 事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者(SPC)

<対象区域>

- ・都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等

<対象事業>

次の要件を満たし国土交通大臣の認定を受けた事業

- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が0.2ヘクタール以上であること(医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上)

※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上

※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上(誘導施設※1を含む事業は500㎡以上)

<支援限度額>

・次の①～③のうち、最も少ない額

- ① 総事業費の50%
- ② 資本の50%
- ③ 公共施設等※2の整備費 (都市機能誘導区域内は、公共施設等 + 誘導施設※1)

<その他支援条件>

- ・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

※1: 支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。

※2: 公共施設のほか、都市利便施設(駐車場、防災備蓄倉庫等)、建築利便施設(エレベーター、共用通路等)及びインキュベーション施設を含む。

具体例

オガールプラザ整備事業 (岩手県紫波町)

○支援内容

- (1) 支援先 オガールプラザ株式会社
- (2) 出資額 0.6億円

○事業内容

- (1) 規模 地上2階建
- (2) 用途 図書館、物販・飲食施設、子育て支援センター、事務所
- (3) 工期 2011年9月～2012年6月



実績等

2005年度～2019年度

支援件数 52件 支援総額 約385億円

防災公園やグリーンインフラによる災害対応力の強化

地震、風水害、津波等の多様な災害に対応した防災公園や流域治水等と連携したグリーンインフラの整備により、公園緑地の防災・減災効果の更なる強化を図る。

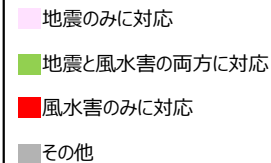
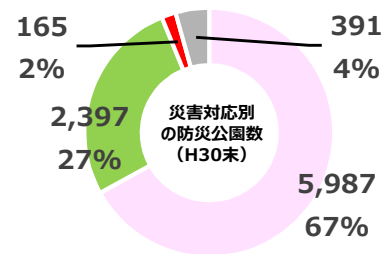
多様な災害に対応した防災公園の整備

- 激甚化・頻発化し全国どこでも発生の恐れがある災害に対し、安全・安心な生活を守るため、「防災指針」に基づき、地震災害だけでなく風水害など多様な災害に対応した防災公園を整備。

拡充内容 (都市公園・緑地等事業、都市公園防災事業)

- 指定市等一定規模の都市や、地震の対策が必要な都市に加え、**立地適正化計画を策定し、防災指針に基づく防災・減災対策に取り組む都市を対象都市に追加**
- **防災指針に位置付けられた、風水害に対応した防災公園の整備について、面積要件等を緩和し支援**
(一次避難地となる都市公園の場合、通常2ha以上)

■ 地震に比べ、風水害に対応した防災公園の割合は少ない



■ 風水害に対応した防災公園の整備イメージ



穂保高台避難公園 (長野市)

千曲川氾濫時 (R1.10) には公園内の高台広場が避難地として機能

グリーンインフラによる防災・減災対策

- 自然環境の持つグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策を一層推進するため、「防災指針」や流域治水等の計画と連携した取組を強化。

拡充内容 (都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業)

支援要件	防災・減災推進型 (下線部が新たな内容)
行政計画での位置づけ	防災・減災関連の計画と連携した取組であること (通常型と異なり、計画内容を限定)
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の整備 公共公益施設の緑化 民間建築物の緑化 市民農園の整備 緑化施設の整備 既存緑地の保全利用施設の整備 (補助対象追加) 整備効果の検証 グリーンインフラに関する計画策定

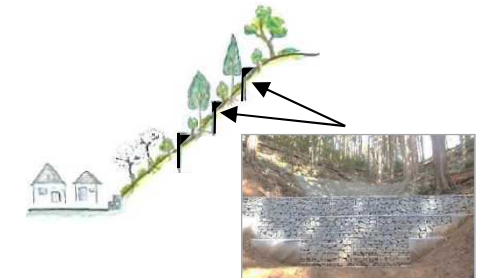
■ 流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ

○ 都市公園



雨水浸透に配慮した公園整備のイメージ

○ 既存緑地の保全利用施設



斜面崩壊防止のために必要な施設整備のイメージ

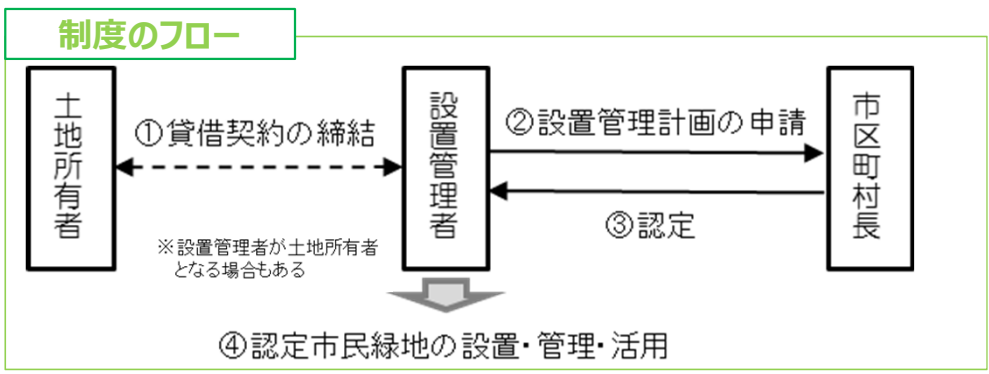
都市公園・緑地等事業（市民緑地等整備事業）

市民緑地認定制度 制度趣旨

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。
- 地方公共団体が用地取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。
- 市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進。
(市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民一人当たりの都市公園の敷地面積に算定可能)

市民緑地認定制度の概要

空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、市民緑地設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度



対象要件

- 対象区域
緑化地域又は緑化重点地区内
- 設置管理主体
民間主体（NPO法人、住民団体、企業等）

認定基準

- 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
- 面積 300m²以上
- 緑化率 20%以上
- 設置管理期間 5年以上 等

税制

みどり法人^{注1)}が設置管理する認定市民緑地のうち一定の条件を満たす土地に係る**固定資産税・都市計画税軽減**
[3年間 原則1/3軽減 (1/2~1/6で条例で規定)]
※令和5年3月31日までの時限措置

市民緑地等整備事業 令和3年度 予算拡充

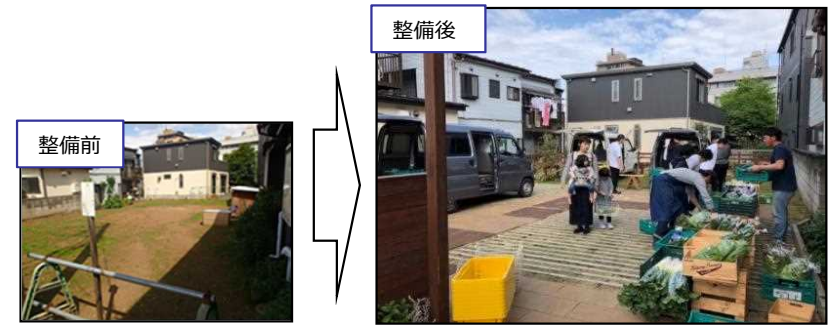
- 新型コロナ危機を経て、運動不足の解消・ストレス緩和・防災リスクへの対応等の観点から、緑とオープンスペースの果たす重要性が再認識されたところ。
- まちなかに存在する空地等を市民緑地として認定することで官民連携によるまちづくりと一体となった緑地整備を推進し、地域のニーズに応じた柔軟な活用を促進。



市民緑地等整備事業のうち市民緑地認定制度における設置管理計画に基づく園路や広場等の施設整備の支援対象に、みどり法人^{注1)}に加えて**都市再生推進法人^{注2)}**を追加。

【国費率】

みどり法人・都市再生推進法人が設置する場合は最大1/3
※交付金の交付対象は地方公共団体であり、間接補助



千葉県柏市 かしわ路地裏市民緑地

注1) 都市緑地法第69条に規定する緑地保全・緑化推進法人
注2) 都市再生特別措置法第118条に規定する都市再生推進法人

○ 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する自治体に対して、重点的な支援を実施。（計画変更や防災指針作成にも支援できる）

計画を作りたい

■ 計画策定の支援

1【計画策定の支援】

- ①立地適正化計画※
- ②PRE活用計画
- ③広域的な立地適正化の方針
- ④低炭素まちづくり計画

補助対象者

地方公共団体

- 市町村都市再生協議会
- PRE活用協議会
- 鉄道沿線まちづくり協議会

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、550万円まで全額補助

2【コーディネート支援】

計画に基づく各種施策の推進のための合意形成等を支援

移転を促進したい

■ 誘導施設等への支援

3【誘導施設等の移転促進支援】

- 誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援
- 医療施設、社会福祉施設等（延床面積1,000㎡※）
 - 商業施設（上記と一体的に立地するもの）

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、延べ床面積500㎡以上へ緩和

4【建築物跡地等の適正管理支援】

立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援

■ 居住機能への支援

5【居住機能の移転促進に向けた調査支援】 ※上限500万円/年

防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援

コンパクトシティ形成支援事業の概要



■ 補助率

【1について】

補助対象者：地方公共団体等

補助率：1/2

ただし、立地適正化計画は人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の地方公共団体について550万円まで全額補助

【2～4について】

補助対象者：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2

ただし、地方公共団体の補助を受けて民間事業者等が実施する事業は、地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の1/2以内かつ事業費の1/3以内

【5について】

補助対象者：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2 かつ

1 地方公共団体につき年間500万円